

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2024年5月29日 |
| 【事業年度】 | 第30期（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日） |
| 【会社名】 | 株式会社 I D O M |
| 【英訳名】 | IDOM Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 羽鳥 由宇介（戸籍名：羽鳥 裕介） |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 |
| 【電話番号】 | 050 - 1749 - 8962 |
| 【事務連絡者氏名】 | CF0 西端 亮 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 |
| 【電話番号】 | 050 - 1749 - 8962 |
| 【事務連絡者氏名】 | CF0 西端 亮 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

| 回次 | 第26期 | 第27期 | 第28期 | 第29期 | 第30期 |
|----------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 決算年月 | 2020年2月 | 2021年2月 | 2022年2月 | 2023年2月 | 2024年2月 |
| 売上高 (百万円) | 361,684 | 380,564 | 459,532 | 416,514 | 419,852 |
| 経常利益 (百万円) | 6,867 | 9,642 | 17,561 | 18,146 | 15,826 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円) | 3,545 | 1,484 | 10,794 | 14,205 | 11,442 |
| 包括利益 (百万円) | 2,844 | 3,021 | 11,481 | 14,576 | 11,452 |
| 純資産額 (百万円) | 42,586 | 45,015 | 55,709 | 62,702 | 69,930 |
| 総資産額 (百万円) | 183,783 | 177,222 | 189,766 | 173,293 | 184,031 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 415.42 | 438.18 | 537.97 | 618.34 | 687.34 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 34.97 | 14.77 | 107.51 | 141.48 | 113.96 |
| 潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円) | - | - | - | - | - |
| 自己資本比率 (%) | 22.9 | 24.8 | 28.5 | 35.8 | 37.5 |
| 自己資本利益率 (%) | 8.6 | 3.4 | 22.0 | 24.5 | 17.5 |
| 株価収益率 (倍) | 14.6 | 41.9 | 6.1 | 6.0 | 7.9 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (百万円) | 13,757 | 19,508 | 8,276 | 2,275 | 9,648 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (百万円) | 406 | 1,373 | 4,500 | 166 | 8,367 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (百万円) | 1,142 | 12,495 | 1,332 | 10,634 | 8,230 |
| 現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円) | 37,295 | 43,179 | 45,670 | 37,473 | 30,548 |
| 従業員数 (人) | 4,464 | 4,629 | 4,347 | 3,132 | 3,508 |
| (外、臨時雇用者数) | (505) | (554) | (803) | (1,695) | (1,827) |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第26期、第27期、第28期及び第30期は潜在株式が存在しないため、第29期は希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第29期の期首から適用しており、第29期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

| 回次 | 第26期 | 第27期 | 第28期 | 第29期 | 第30期 |
|---------------------------------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 決算年月 | 2020年 2月 | 2021年 2月 | 2022年 2月 | 2023年 2月 | 2024年 2月 |
| 売上高 (百万円) | 258,008 | 275,710 | 306,733 | 366,069 | 413,206 |
| 経常利益 (百万円) | 6,964 | 7,642 | 11,573 | 15,998 | 16,404 |
| 当期純利益又は 当期純損失 () (百万円) | 3,500 | 2,081 | 6,553 | 20,020 | 11,864 |
| 資本金 (百万円) | 4,157 | 4,157 | 4,157 | 4,157 | 4,157 |
| 発行済株式総数 (株) | 106,888,000 | 106,888,000 | 106,888,000 | 106,888,000 | 106,888,000 |
| 純資産額 (百万円) | 44,100 | 41,025 | 46,816 | 59,836 | 67,476 |
| 総資産額 (百万円) | 160,191 | 147,897 | 156,964 | 173,787 | 181,492 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 434.85 | 408.59 | 466.26 | 594.48 | 671.93 |
| 1株当たり配当額 (内 1株当たり中間配当 額) (円) | 1.20 (0.60) | 10.60 (5.30) | 4.60 (2.30) | 42.50 (16.20) | 34.19 (14.41) |
| 1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 () (円) | 34.51 | 20.70 | 65.27 | 199.39 | 118.17 |
| 潜在株式調整後 1株 当たり当期純利益 (円) | - | - | - | - | - |
| 自己資本比率 (%) | 27.5 | 27.7 | 29.8 | 34.3 | 37.2 |
| 自己資本利益率 (%) | 8.2 | - | 14.9 | 37.6 | 18.7 |
| 株価収益率 (倍) | 14.8 | - | 10.1 | 4.2 | 7.6 |
| 配当性向 (%) | 3.4 | - | 7.0 | 21.3 | 28.9 |
| 従業員数 (人) (外、臨時雇用者数) | 3,265 (363) | 3,318 (430) | 3,072 (653) | 2,968 (1,615) | 3,350 (1,734) |
| 株主総利回り (%) (比較指標：配当込み TOPIX) | 136.5 (96.4) | 167.8 (121.8) | 179.1 (125.9) | 240.9 (136.6) | 265.7 (188.0) |
| 最高株価 (円) | 679 | 698 | 1,090 | 933 | 1,000 |
| 最低株価 (円) | 240 | 309 | 575 | 557 | 686 |

- (注) 1. 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、第26期、第28期及び第30期は潜在株式が存在しないため、第29期は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。第27期は 1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 第27期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
3. 最高株価及び最低株価は、2022年 4月 4日より東京証券取引所（プライム市場）におけるものであり、それ以前は東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。
4. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年 3月31日）等を第29期の期首から適用しており、第29期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

当社（1972年4月設立、1997年8月本店を東京都杉並区より東京都新宿区に移転し、1997年11月商号を株式会社小崎建築設計事務所から株式会社ガリバーインターナショナルに変更）は、実質上の存続会社である株式会社ガリバーインターナショナルの株式の額面金額を変更するため、1998年3月1日を合併期日として同社を吸収合併し、同社の資産・負債及び権利義務の一切を引き継ぎました。

合併前の当社は、休業状態にあり、法律上消滅した株式会社ガリバーインターナショナルが実質上の存続会社であるため、本書では別段の記載のない限り実質上の存続会社について記載しております。

なお、事業年度の期数は、実質上の存続会社である株式会社ガリバーインターナショナルの期数を継承し、1998年3月1日より始まる事業年度を第5期としております。

| 年月 | 沿革 |
|----------|---|
| 1994年10月 | 株式会社ガリバーインターナショナル・コーポレーションを福島県郡山市富田町に中古車買い取り業を目的に設立。 |
| 1996年2月 | フランチャイズチェーン展開の拡大に伴い、千葉県浦安市に東京本社を開設し、フランチャイズ本部機能を移転する。 |
| 1996年4月 | 商号を株式会社ガリバーインターナショナルに変更する。 |
| 1996年9月 | 本店を千葉県浦安市の東京本社に移転する。これに伴い東京本社を廃止する。 |
| 1997年9月 | ドルフィネットシステムを試験的に導入開始。 |
| 1998年2月 | ドルフィネットシステムの本格的運営を開始する。 |
| 1998年3月 | 株式の額面変更のため、形式上の存続会社である株式会社ガリバーインターナショナルと合併する。 |
| 1998年12月 | 日本証券業協会に株式を登録。 |
| 2000年3月 | 全額出資子会社、株式会社イー・インベストメントを設立。 |
| 2000年4月 | 株式会社フジヤマトレーディングと共同出資（当社出資比率70%）で、株式会社ジー・トレーディングを設立。 |
| 2000年5月 | 本店を東京都千代田区に移転。 |
| 2000年12月 | 東京証券取引所市場第二部に上場。 |
| 2001年11月 | 査定価格算出業務において国際標準化機構「ISO9001」（2000年度版）取得。 |
| 2002年12月 | IR優良企業奨励賞受賞（日本インベスター・リレーションズ協議会）。 |
| 2003年8月 | 東京証券取引所市場第一部に指定。 |
| 2004年6月 | キャリア・メッセ株式会社と共同出資（当社出資比率70%）で、株式会社ハコポーを設立。 |
| 2004年10月 | 全額出資子会社、株式会社イー・インベストメントを株式会社ジー・ワンファイナンシャルサービスに名称変更。 |
| 2004年11月 | 全額出資子会社、Gulliver USA, Inc.を設立。 子会社、株式会社ジー・トレーディングが日本証券業協会に株式を登録。 |
| 2004年12月 | 子会社、株式会社ジー・トレーディングが株式会社ジャスダック証券取引所に株式を上場。 |
| 2005年11月 | 自動査定システムに関する特許を取得（第3738160号）。 |
| 2006年2月 | 本店を東京都千代田区に移転。 |
| 2006年11月 | ポーター賞受賞。 |
| 2007年7月 | プロ野球オールスターゲームを冠協賛。 |
| 2007年12月 | 買取・販売の収益の一部を寄付する社会貢献活動を開始。 |
| 2008年3月 | 第2回ハイ・サービス日本300選受賞（サービス産業生産性協議会）。 |
| 2009年12月 | 株式会社ジー・トレーディングを株式交換により完全子会社とする。 |
| 2011年2月 | 子会社、株式会社ジー・ワンインシュアランスサービスの商号を株式会社ガリバーインシュアランスに変更。 |
| 2011年8月 | 株式会社ハコポーを吸収合併。 |
| 2012年11月 | 100%出資会社、株式会社モーターレングローバルを設立。 |
| 2013年11月 | 東京マイカー販売株式会社の全株式を取得し、完全子会社化。 |
| 2014年6月 | 100%出資会社、Gulliver International New Zealand Co.,Ltd.を設立。 |
| 2015年1月 | 子会社、株式会社モーターレングローバルが株式会社Nakamitsu Motorsの株式と、その大株主である有限会社ナカミツインターナショナルの全株式を取得し、それぞれを完全子会社化。 |

| 年月 | 沿革 |
|----------------------|--|
| 2015年 8月 2015年 9月 | 子会社、株式会社Nakamitsu Motorsを株式会社モトーレングランツに名称変更。 100%出資会社、Gulliver Australia Holdings Pty Ltd.が、豪州にてマルチブランドの新車ディーラーを展開するBuick Holdings Pty Ltd.の株式67.0%を取得し、子会社化。 |
| 2016年 7月 2016年 8月 | 商号を株式会社IDOMに変更。 月額定額クルマ乗り換え放題サービス「NOREL」開始。 |
| 2016年12月 | 100%出資会社、宜多夢(江蘇)商貿有限公司を設立。 |
| 2017年 6月 | 攻めのIT経営銘柄2017に選定(経済産業省・東京証券取引所) |
| 2018年10月 | 100%出資会社であるIDOM Automotive Group Pty Ltd.(旧社名 Gulliver Australia Holdings Pty Ltd.)の新設子会社IDOM Automotive Essendon Pty Ltd.が、豪州にてマルチブランドの新車ディーラーを展開するAWMグループ5社を株式取得、及び資産譲受の方法により取得し、子会社化。 |
| 2019年 8月 | 個人間カーシェアサービス「G02G0」開始。 |
| 2020年 4月 | 新型コロナウイルス感染症に関する社会貢献活動として、医療従事者をはじめとする全国1万名の方に対し、当社が所有する車を最大3ヵ月間、無償提供する取り組み「Gulliverクルマ支援」(#Save Moving)を実施。 100%出資子会社、株式会社IDOM CaaS Technologyを設立。 |
| 2020年 6月 | NOREL事業及びG02G0事業を簡易吸収分割の方法により、株式会社IDOM CaaS Technologyに承継。 |
| 2020年 9月 | 83.3%出資子会社、株式会社FMGを設立。 |
| 2021年 9月 | 子会社、株式会社モトーレングランツの全株式を譲渡。 |
| 2021年10月 | 子会社、株式会社モトーレングローバルの全株式を譲渡。 |
| 2021年11月 | 2011年より取り組んでいる社会貢献活動(ユニセフ支援)に関して、日本政府から紺綬褒章に係る褒状を授与。 |
| 2022年 1月 | 本店を東京都千代田区(現所在地)に移転。 |
| 2022年 4月 | 東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行。 |
| 2022年 7月 | IDOM Automotive Group Pty Ltd.グループ及びGulliver Australia Pty Ltd.の全株式を売却 |
| 2023年 2月 | 株式会社ガリバーインシュアランスを吸収合併 |

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社IDOM）及び子会社14社により構成されており、一般消費者への小売を主要な販路として、中古車販売事業及びこれらに付帯する事業を主たる業務としております。なお、中古車販売事業においては、新車販売も行っております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

なお、次の2部門は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) 日本

連結財務諸表提出会社（株式会社IDOM）は、中古車販売事業及びこれらに付帯する事業を行っております。

東京マイカー販売株式会社（連結子会社）は、中古車の売買を行っております。

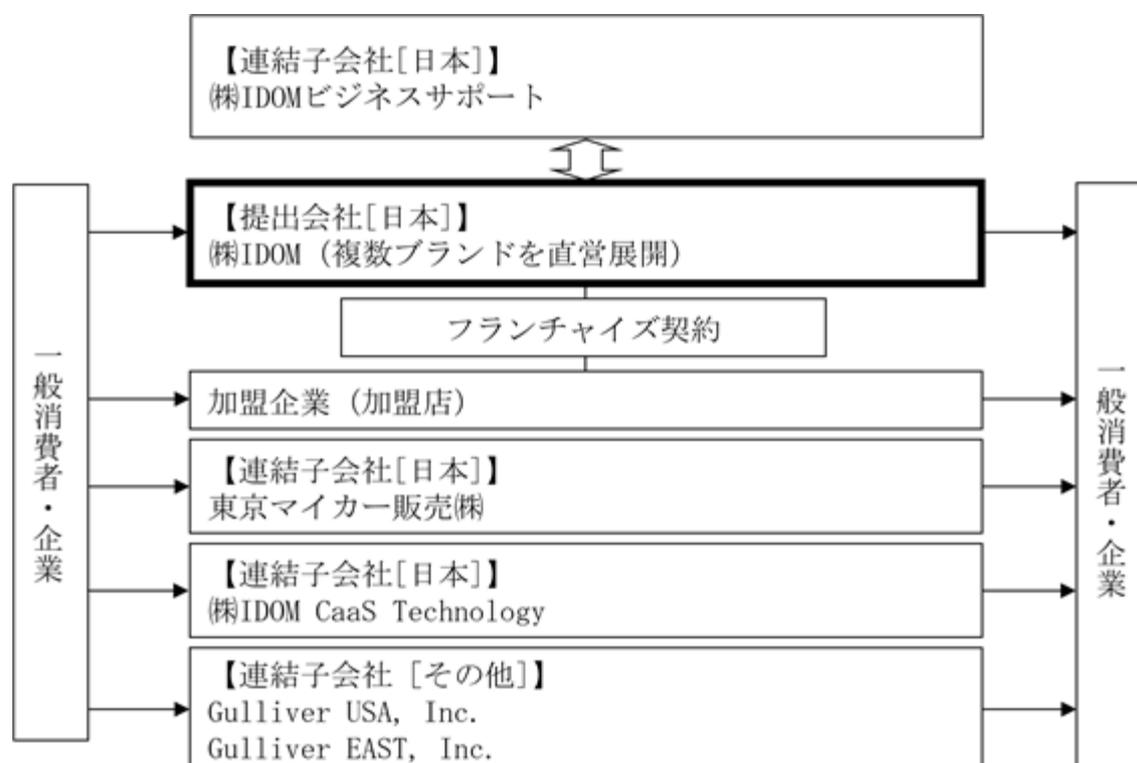
株式会社IDOM CaaS Technology（連結子会社）は、自動車のリース及びレンタル事業を行っております。

株式会社IDOMビジネスサポート（連結子会社）は、事務処理等の業務の受託を行っております。

(2) その他

Gulliver USA, Inc.（連結子会社）及びGulliver EAST, Inc.（連結子会社）は、米国国内における中古車の売買を行っております。

事業の系統図は次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

| 名称 | 住所 | 資本金又は出資金 (百万円) | 主要な事業の内容 | 議決権の所有 (被所有)割合 | | 関係内容 |
|----------------------------|----------------|-------------------|--------------------------------|-------------------------|----------------------|---------------------------|
| | | | | 所 有 割 合 (%) | 被所有 割 合 (%) | |
| (連結子会社) | | | | | | |
| Gulliver USA, Inc. (注) | 米国 カリフォルニア州 | 12,000 千米ドル | 米国国内における 中古車の売買 | 100.00 | - | 役員の兼任 事業資金の借入 |
| Gulliver EAST, Inc. | 米国 ニューヨーク州 | 1,000 千米ドル | 米国国内における 中古車の売買 | 100.00 | - | 役員の兼任 |
| 東京マイカー販売(株) | 福島県郡山市 | 20 百万円 | 中古車の売買 | 100.00 | - | 事業資金の貸付 車両の売買 |
| (株)IDOM CaaS Technology | 東京都千代田区 | 95 百万円 | 自動車のリース及 びレンタル業並び にその仲介業 | 84.26 | - | 役員の兼任 事業資金の貸付 車両の売買 |
| (株)IDOMビジネスサ ポート | 千葉県千葉市 | 10 百万円 | 事務処理等の業務 の受託 | 100.00 | - | 役員の兼任 |

(注) 特定子会社であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年2月29日現在

| セグメントの名称 | 従業員数(名) |
|----------|---------------|
| 日本 | 3,504 (1,827) |
| その他 | 4 (-) |
| 合計 | 3,508 (1,827) |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 臨時従業員数は()内に人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2024年2月29日現在

| 従業員数(名) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(千円) |
|---------------|---------|-----------|------------|
| 3,350 (1,734) | 34.0 | 6.2 | 5,242 |

| セグメントの名称 | 従業員数(名) |
|----------|---------------|
| 日本 | 3,350 (1,734) |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 臨時従業員数は()内に人員を外数で記載しております。
3. 平均年間給与は、賞与を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は、結成されておきませんが、労使関係は良好であります。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異 提出会社

| 当事業年度 | | | | |
|-----------------------------|---------------------------|--------------------------|---------|-----------|
| 管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1. | 男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2. | 労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1. | | |
| | | 全労働者 | 正規雇用労働者 | パート・有期労働者 |
| 1.0 | 9.8 | 46.3 | 69.9 | 86.5 |

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

連結子会社

連結子会社においては、管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率、労働者の男女の賃金の差異について「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定による公表を行っていないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 企業理念と経営ビジョン

当社は、企業理念として「Growing Together」を掲げ、共存共栄の思想を原点に、当社のステークホルダー（株主、お客様、社員、パートナー、社会）と共に、成長し続けることを目指しております。

また、当社は、1994年の創業以来、「自動車の流通革命」を起こすことをビジョンとして掲げ、業界の変革を志向しております。自動車流通という循環型経済の一端を担うことが当社の社会的な存在価値と認識し、日本及び海外で事業を拡大させ、自動車の流通革命というビジョン実現に向けて邁進しております。

(2) 経営環境

日本における中古車の小売市場規模は約3.6兆円（ 1 ）、中古車の年間流通台数は約231万台（ 1 ）と推計され、当社を取り巻く市場は大変大きな規模であります。こうしたなかで、業界大手である当社にあってもその市場シェアは5%程度（ 2 ）と推計されます。今後、当社が更に市場シェアを拡大する余地は大きいものと考えています。

また、自動車市場における中古車と新車の割合は、先進国(米国)が中古車の割合が多いのに対し、日本では新車の割合が大きい状況にあります。一般論として、昨今は消費者の中古品への抵抗感が薄くなってきています。（ 3 ）

こうしたトレンドの変化は、自動車業界においても例外ではありません。当社では、中古車への抵抗感が薄くなり、また、流通取引の透明化が進むことで、長期的に観て、日本においても米国と同様に、中古車の比率の方が高い状況になる可能性は十分にあり得ると考えています。つまり、日本の中古車の小売市場規模は更に拡大する可能性があると考えています。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

成長戦略

1．大型店の新規出店

店舗展開については、近年は資本効率を重視し店舗網の再構築を進めてきました。今後は、「ガリバー」のブランド力による集客力や蓄積されたノウハウを武器に、大型店の新規出店を進めていきます。大型店の出店ペースは、資本効率を見極めながら段階的に加速していく方針です。

2．整備工場の展開

当社では、顧客との取引循環サイクルを拡大させ、リピート顧客化し生涯顧客として囲い込みをしていくことを狙い、整備工場の展開を進めていきます。

日本における自動車整備の市場規模は約5.4兆円（ 1 ）と推計され、中古車の市場規模と並び大変大きな規模であります。また、当社としては、内製化によるコスト効率を高めることが可能などのメリットがあります。ビジネスチャンスは大きく、成功確率が高い事業であると考え、拠点の拡大を進めていきます。

3．既存事業展開における改善の取り組み

当社では、従前より、出店エリアの戦略的判断、インターネットによる集客の効率化、在庫管理の徹底などを経営課題と捉え、近年はその改善に取り組んできました。これらに関連する課題に対しては、引き続き、改善策を講じてまいります。

4．新たな事業の展開

将来的には日本に留まらず海外での事業拡大を見据え、その足がかりとして豪州や米国を中心にグローバル展開を行っております。

経営課題

1．事業拡大への対応

当社では、事業拡大に対応するための人材教育の強化や、多様化する消費者のニーズに応えるサービス開発力の強化やマーケティング活動の進化を図っていく必要があると考えています。これらの取り組みを有効かつ効率的に実現させるために、人材教育体制の整備、専門性のある人材の採用、新しいIT技術を取り入れたIT投資も積極的に行ってまいります。

2．自動車業界の変化への対応

排ガス規制の強化や、自動車のEV（電気自動車）化といった自動車業界における規制や商品の変化が進んでいます。EVなどの新技術が市場に浸透するためにも、中古車の循環は重要だと認識しています。これらの変化を事業のリスクと機会を捉えた経営判断を行っていく必要があると考えています。

3．社会貢献の取り組みについて

2011年の東北大震災から継続して社会に向けての活動を行っております。2022年には子供置き去り事故の発生から幼稚園バス安全装置100台の無償提供を行い、日本自動車会議所よりグッドパートナーシップ事業を受賞いたしました。

当社ではステークホルダーの皆様への貢献を重要な取り組みと位置付けており、これを継続してまいります。

4．コーポレート・ガバナンスの強化

上記の事業拡大や環境変化に対応するために、実効性の高い経営体制・業務執行体制や経営意思決定プロセスを構築するなど、コーポレート・ガバナンスの強化を図ってまいります。

- 1 出所：矢野経済研究所「2023年 自動車アフターマーケット総覧」
- 2 2024年2月期 当社直営店小売台数を、上記の年間流通台数231万台で除して計算
- 3 環境省 令和3年度 リユース市場規模調査 報告書
P14 「中古自動車小売業」の年間商品販売額

(4) 中長期的な経営方針と重視する経営指標

当社は、従来の中古車の買取と卸売（中古車業者向け）を中心とするビジネスから、中古車の小売（一般消費者向け）を中心とするビジネスへ転換を図ってきました。現在、小売ビジネスを中心とするなかで、引き続き、店舗出店や在庫投資を行いながら事業拡大を図ってまいります。

上記の内容を推し進めるうえで、当社は経営指標として、営業利益（着実な増益）、ROIC（資本コストを意識した水準）、フリー・キャッシュ・フロー（中長期的な拡大）を特に重視しております。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

IDOMのサステナビリティ宣言

IDOMは、創業来、「社会」、「お客様」、「社員」、「パートナー」、「株主」の5つのステークホルダーと共に成長することを目指す「Growing Together」という企業理念を掲げております。この企業理念に基づいて、中古車流通ビジネスを通じ、「持続可能な社会の実現に貢献」することは、「IDOMの存在価値」そのものであると考えております。中古車流通ビジネスの改革に果敢に挑戦し、「IDOMの存在価値」を高めることで、より一層「持続可能な社会の実現に貢献」してまいります。

1．ガバナンス

当社のコア事業である中古車流通ビジネスを通じ、「持続可能な社会の実現に貢献」することは、「IDOMの存在価値」そのものであると考えております。

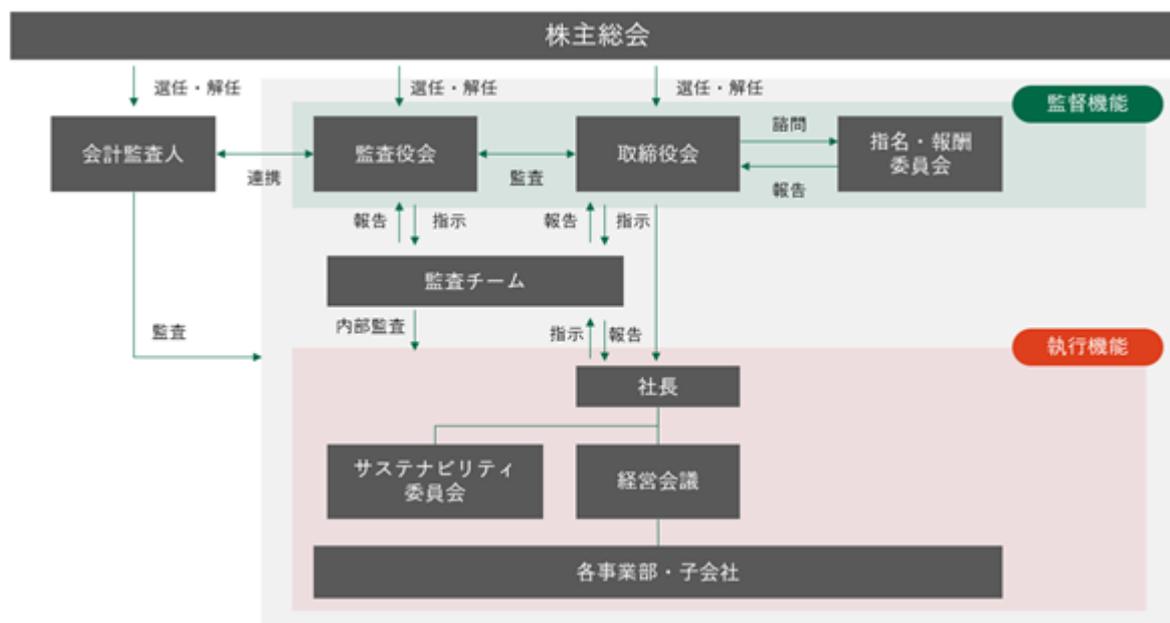
このことから当社は、気候変動問題はグループ全体で取り組むべき重要課題と考えております。

当社では、社長直轄で取締役が委員長となるサステナビリティ委員会において、気候変動に関する全社経営課題のリスクと機会への対策及び事業戦略への反映に向けた検討を行い、経営会議及び取締役会に報告する体制としております。

サステナビリティ委員会の検討結果に基づき、経営会議ではサステナビリティ全般に関する課題をグループ全体で把握し、重要課題については対応を検討し、推進します。

取締役会は、当社のサステナビリティへの取り組みを適切に監督し、中長期的な企業価値向上に努めます。

IDOMのコーポレート・ガバナンス体制図



2．気候変動に関するリスク管理

当社は、サステナビリティ委員会において、気候変動関連の規制や事業への影響等のリスク要因を幅広く情報収集・分析を実施し、その結果を経営会議及び取締役会において報告します。

留意すべき重要なリスクについては社長を含む、各事業部の部門責任者が参画する経営会議で共有され、重要課題について対応策等を検討、協議、推進します。

また、対応すべき重要課題については、その対応状況について、取締役会が監督・モニタリングし、監査チームと問題を共有することで、組織の総合的リスク管理を統合します。

3. 戦略（リスクと機会の分析）

シナリオ分析の全体像

当社における気候変動シナリオ分析では、下記ステップにもとづき2030年～2050年を見据えた当社の気候変動のリスクと機会を2 未満シナリオ及び4 シナリオの両観点から考察しました。

シナリオ分析では、国外子会社を含むグループ全体を対象とする必要があると認識していますが、2020年度（2020年3月～2021年2月）の分析では、シナリオや対象範囲を限定して、分析を行いました。分析対象は、国内事業の直営店舗を対象にしました。



シナリオ分析の前提

| 項目 | 詳細 |
|------|---|
| シナリオ | 2 未満シナリオ（IPCC RCP2.6/IEA SDS）・4 シナリオ（IPCC RCP8.5/IEA STEPS） |
| 対象場所 | 国内事業の店舗と本部オフィス |
| 対象年 | 2030年～2050年 |

当社の温室効果ガス（GHG）排出量状況（概算値）

当社では、2022年度（2022年3月～2023年2月）における国内事業の実績に基づく、概算値としての温室効果ガス（GHG）排出量の算定を簡易的に実施しました。結果は、Scope1とScope2を合計し約1.5万トンとなりました。

シナリオの定義

| | 2 未満の世界 | 4 の世界 |
|----------|---|---|
| 想定される世界観 | <p>世界中でカーボンニュートラルや脱炭素に向けた取り組みが強化されたことを受け、一定程度温室効果ガス（GHG）排出量の削減は達成されたが、突発的な台風・ハリケーン、集中豪雨といった自然災害・異常気象は、依然として多発している。</p> <p>気候変動に起因する異常気象の緊迫した状況を背景に、世界各国は、パリ協定やグラスゴー気候合意に基づきながら、緊密に協調体制を図りつつ、市場メカニズムやカーボンプライシングといった政策的対応策の普及・運用に尽力している。</p> <p>特に自動車市場では、EV化や代替燃料の普及を後押しする政策・補助金等が活発に出され、政策効果等から消費者の購買行動は徐々に変化。“サステナブル”や“カーボンニュートラル”といったコンセプトは、もはや当たり前となり、環境負荷低減に資する商品に人気が集まっている。</p> <p>環境負荷低減という文脈においては、資源やモノを廃棄せずに、大切に長く使用する風潮が社会として高まっており、「サーキュラーエコノミー」への注目度が一段と高くなっている。</p> | <p>先進国ではカーボンニュートラルや脱炭素に向けた取り組みが強化されている一方、グラスゴー気候合意で決定された先進国から発展途上国・後発途上国に対する資金提供は計画通りに進まず、技術的な対応遅延等を背景として、世界全体の温室効果ガス（GHG）排出量は増加傾向、世界の平均気温は上昇している。</p> <p>平均気温の上昇は、海面上昇といった慢性的被害だけでなく、台風・ハリケーン、集中豪雨をはじめとする様々な自然災害・異常気象を頻繁に引き起こし、甚大な被害の影響範囲は広範囲に及んでいる。</p> <p>市場では、サステナブルな社会の確立やカーボンニュートラルの実現を志向する動きは一定程度活発化しており、消費者の購買行動は徐々に変化している。しかしながら、社会全体の実態としては、企業による大量生産、消費者による大量消費の志向は覆ってはならず、大量生産・大量消費の一方通行な経済である「リニア・エコノミー」が継続している。</p> |

ドライバーに関する考え方の整理

当社では、TCFDフレームワークに基づくシナリオ分析の実施過程で、当社に影響を与える気候変動要因のリスクと機会（ドライバー）を洗い出し、中でも重要度の高いものをキードライバーとして特定しました。

特定したキードライバーは、定量的な財務インパクトの算定が可能なもの（気候変動シナリオの定量評価部分）、定性的なナラティブとしてシナリオに織り込むもの（気候変動シナリオの定性評価部分）、の2種類に分けられます。

なお、中古車市場の規模が不変の前提として価格の上下に起因する事象については、市場の需給バランスによって調整されるため、影響のないものとして区分しました。

気候変動シナリオの定量評価部分

| ドライバーの区分 | | 想定されるリスクと機会 | 2 未満の世界 | 4 の世界 | | | | | | | | |
|----------|---------------------|---|--|----------------------------|--|-------|-------|-------|------|---------------|---------------|---------------|
| 政策・法規制 | カーボンプライシング | 日本においても諸外国と同様にカーボンプライシング制度（炭素税）が導入されることが想定されている。炭素税は以下のシナリオが想定されている。 | 炭素税は、148百万円～237百万円になると想定される。 | 炭素税は、22百万円～44百万円になると想定される。 | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2030年</th> <th>2040年</th> <th>2050年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 未満</td> <td>100USD /t-CO2</td> <td>140USD /t-CO2</td> <td>160USD /t-CO2</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>15USD /t-CO2</td> <td>20USD /t-CO2</td> <td>30USD /t-CO2</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 2030年 | 2040年 | 2050年 | 2 未満 | 100USD /t-CO2 | 140USD /t-CO2 | 160USD /t-CO2 |
| | 2030年 | 2040年 | 2050年 | | | | | | | | | |
| 2 未満 | 100USD /t-CO2 | 140USD /t-CO2 | 160USD /t-CO2 | | | | | | | | | |
| 4 | 15USD /t-CO2 | 20USD /t-CO2 | 30USD /t-CO2 | | | | | | | | | |
| 評判 | 評判 | 気候変動の影響に伴い日本の長期金利は上昇することが見込まれている。また、気候変動への対応に失敗し財務が大きく悪化した場合には当社格付は投機的水準まで低下することが想定される。 | 金利負担は、2,306百万円になると想定される。 適用される金利が現行の0.6%から3.6%まで上昇すると仮定 | | | | | | | | | |
| 急性 | 台風・洪水の増加 集中豪雨の増加 | 気候変動の影響により、台風や洪水、集中豪雨のリスクが高まる。店舗で保有する在庫は0.5m以上の浸水で商品価値は毀損すると想定される。 | 在庫評価減は、15,516百万円になり、現状の利益水準を踏まえると赤字転落すると想定される。 本分析の対象は、当社の国内事業の全店舗のうち、資産合計金額の高い100店舗とし、各店舗における洪水時の浸水リスクを特定 その上で、0.5m以上の浸水リスクを有する店舗で保有する在庫が一斉に毀損すると仮定 | | | | | | | | | |
| 市場機会 | 政府からの補助金/インセンティブの利用 | EVの普及に向けて政府が新車EV購入に対して補助金制度を設ける可能性がある。同制度が導入される場合、短期的に中古車販売は低迷する可能性がある。2010年にエコカー補助金が導入された際には、中古車市場全体として販売台数が9.2%減少したが、3年程度の期間を経て回復した（矢野経済研究所 中古車流通総覧2020より）。 | 売上高 26,730百万円 営業利益 756百万円 の減益要因が想定される。 ただし、3年程度の期間をかけて元の水準を回復する。 短期的に売上高が9.2%減少すると仮定 | | | | | | | | | |

気候変動シナリオの定性評価部分

| ドライバーの区分 | 想定されるリスクと機会 | 2 未満の世界 | 4 の世界 |
|-----------------------|---|--|--|
| 慢性 海面上昇 | <p>気候変動による物理的な影響は避けられず、地球温暖化に伴い海面が上昇することが想定される。2 未満の世界では世界平均海面水位は約0.39m (0.26m~0.53m)上昇し、それに伴う浸水被害が増加することが予想される。</p> <p>4 の世界では、世界平均海面水位は、約0.71m (0.51m~0.92m)上昇し、浸水被害の増加や国外の一部の地域においては水没する可能性さえ示唆されている。</p> | <p>海面上昇により店舗が被害を受ける可能性があるものの、慢性リスクであることから事前に対策を講じることが可能である。当社の在庫は車両であって移動可能であることから、店舗の移転費用などが発生する可能性はあるものの、通常の投資の範囲内に収まると想定する。</p> | <p>2 未満の世界と比較すると、海面上昇幅が大きく、沿岸部に位置する店舗が被害を受ける蓋然性は高まる。ただし、これらは慢性リスクであることから事前に対策を講じることが可能である。</p> <p>2 未満の世界と比較すると、費用は増加する可能性はあるものの、通常の投資の範囲内に収まると想定する。</p> |
| 市場リスク 市場動向 市場縮小 | <p>サステナブルな社会の確立やカーボンニュートラルの実現を志向する市場機運の高まり、それを受けた消費者意識の一層の変化等が、ポジティブ及びネガティブの両観点から中古車需要を変化させる可能性が、一定程度想定される。</p> <p>例えば、「有限な鉱物資源をもとに生産される車は、それ自体として貴重な資源であり、廃棄せずに循環させる方が気候変動の緩和、ひいては環境負荷低減に効果的である。」との認識が市場に浸透した場合には、中古車需要が新車需要を上回りIDOMにとっては売上増加の機会となる。</p> <p>反対に、「新車は中古車に比べて燃費効率が高い。環境志向の観点からは中古車購入よりも新車購入を優先する。」と考える消費者が、中古車需要を上回る形で極端に増えたならば、IDOMの売上が減少する可能性も想定される。</p> <p>加えて、技術の発展や消費者需要の拡大により、格安EVが市場に大量に流入した場合、新車EVを安価で購入することが可能となり、消費者の中古車の購買意欲低下による需要減退からIDOMの売上減少に繋がる可能性も想定される。</p> <p>ただし、市場が正常に機能しているという前提に立てば、オートオークション取引が主流の中古車市場では、一定程度の消費者選好の変化は市場の需給バランスが吸収するため、中古車需要がポジティブまたはネガティブのどちらかに極端に振れる可能性は、極めて低い。</p> <p>IDOMへの財務的影響は、中古車需要のバランス変化の度合いにより高低は分かれるが、市場のバランスそれ自体が崩れる“極端な可能性”を除けば、(現時点では)影響はニュートラルと判断している。</p> <p>“極端な可能性”という意味では、ワーストシナリオとして、低価格の新車EV流入による中古車需要消失が売上に与える影響は、考慮すべき事項と整理している。</p> | <p>消費者は、気候変動をはじめとした環境負荷の低減に資する製品を一層好む傾向が顕著になる。その結果、市場の需給バランスでは吸収しきれないほどに消費者選好が二極化する。</p> <p>両極端の展開として以下が想定される：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中古車需要が新車需要を大きく上回り、機会を取り込んだIDOMの売上は増加 ・中古車需要が減退し消費者は新車市場に流入、IDOMの売上は減少 | <p>2 未満の世界と比較すると、消費者行動に大きな変化は見られないため、消費者選好が二極化する可能性は極めて低い(=IDOMに対する需要は安定的)。</p> <p>現行の取引状況が継続することから、財務的影響はニュートラルであると想定される。</p> |

| | | | | |
|----------------|---|--|--|---|
| <p>製品・サービス</p> | <p>事業の多角化 ビジネスアライアンスの強化 EVの整備技術</p> | <p>サーキュラーエコノミーの注目度の向上や自動車市場におけるEV主流化等を背景として、自動車関連企業のビジネスは多角化する可能性が考えられ、その場合、IDOMにはポジティブ及びネガティブの両観点からの影響が想定される。 例えば、自動車市場全体でサブスクリプションサービス事業が拡大する場合、整備工場を持たないサブスクリプションサービス事業者からの車両整備依頼は増加し、IDOMの売上増加の機会となる。 加えて、市場ニーズの高まりを受けて、IDOMが新規ビジネスとして、コンバージョンEV事業、エコ整備事業、リサイクル事業等に参入したり、他事業者の業務提供をしたりする場合も、IDOMの売上増加の機会となる。 しかしながら、自動車市場全体でEVが主流化する一方、EV製造メーカーが修理・整備技術をブラックボックス化する場合、IDOMの整備事業にとってはリスクとなり売上が減少する可能性も考えられる。さらに、ガソリン車の整備では必要であったオイル交換・点検などの整備項目が不要になり、EVの整備事業が簡略化あるいは効率化されることで、整備単価が減少する可能性も想定される。 ただし、仮に市場のEV化が進行したとしても、EV製造メーカーだけではEV車の車検・整備等にすべて対応できない可能性があり、その場合、実質的には整備工場を頼らざるを得なくなるため、かかる状況が発生する可能性は、極めて低く、売上への影響は軽微と想定される。 また、整備単価が低下したとしても、一台あたりにかかる整備工数は短縮化されるため、生産性は向上し、売上への影響は軽微にとどまることが想定される。</p> | <p>消費者は、気候変動をはじめとした環境負荷の低減に資する製品を一層好む傾向が顕著になる。 消費者ニーズに即した施策の展開結果として、以下が想定される： ・整備依頼増加による売上増加 ・新規事業への参画や業務提携等による売上増加 ・整備単価の低下等による限定的な売上減少</p> | <p>2 未満の世界と比較すると、消費者行動に大きな変化は見られない。 一方で、サステナブルな社会の確立やカーボンニュートラルの実現を志向する動きは一定程度活発化しているため、2 未満の世界よりも影響は限定的な形で以下が想定される： ・整備依頼増加による売上増加 ・新規事業への参画や業務提携等による売上増加 ・整備単価の低下等による限定的な売上減少</p> |
|----------------|---|--|--|---|

影響のないもの

| ドライバーの区分 | | 想定されるリスクと機会 | 影響がないと判断した理由 |
|----------|---|---|---|
| 政策・法規制 | 海外輸出規制の強化 燃費規制の強化 再生可能エネルギーの使用義務化 | <p>1 日本をはじめとする先進諸国の中古車の需要拡大による売上増加の機会 アフリカをはじめとする諸国において、温室効果ガス（GHG）排出規制が導入されることによる中古車輸出事業の縮小リスク</p> <p>2 規制強化に伴い、EVだけでなく、低燃費自動車の売上が増加する機会 規制強化に伴い、高燃費自動車の売上が低下し、売上が減少するリスク</p> <p>3 再生可能エネルギーへのシフトに伴い、新車製造・販売に係る直接費（電気代）が増加し、中古車の仕入価格が高騰するリスク 再生可能エネルギーへのシフトに伴い、店舗の運営費（電気代）が増加するリスク</p> | <p>1 仮に先進諸国の中古車の需要拡大もしくは中古車に対して輸出規制がかかったとしても、短期的には需給バランスが変化し影響を受ける可能性はあるが、中古車オークション市場で取引が成立している限りにおいては市場の需給バランスによって調整されるため影響は限定的であると想定される。</p> <p>2 オークション市場での取引が成立することを前提とした場合、価格の上昇は需給バランスによって吸収されるため、実質的な影響はないと想定する。導入される燃費規制についてはあらかじめ把握が可能であり、在庫のコントロールは可能である。</p> <p>3 短期的には、再生可能エネルギーへの移行に伴い電力買取（使用）コストがわずかに上昇するリスクがないわけではないものの、需要の増加や政府による価格調整によって、長期的には従来の電気使用料金と横ばいで推移すると推察されるため、財務への影響は実質的にないと思料。仮に電力買取（使用）に関するコストが上昇した場合には消費者への価格転嫁によってそのコスト上昇分をオフセットすることは可能。ただし、その場合、消費者需要が減退した場合には、購買意欲の低下により減収となるリスクが生じる可能性は考えられる。</p> |
| 市場リスク | EV化の加速 | EV（バッテリー）の適正な価格を評価できないことによる売上の減少のリスク | すでにEVバッテリーの適正価格評価に向けた動きが活発化している現状を鑑みると、中長期的には更に取組みが高度化することが予想されており、EVの価格設定にばらつきが生じることはなくなり、影響も軽微に留まると想定される。 |
| 慢性 | 渇水の増加 | 国内サプライチェーン寸断による生産能力の低下リスク店舗における物理的被害、納品の遅延など | 約1か月に及び20%の取水制限、及び15%程度の給水制限は、「操業時間の短縮及び企業の自助努力にもとづく節水対応」とするレベル感であり、当社の営業活動に殆ど影響を与えないことから、影響は軽微に留まると想定される。 |
| エネルギー源 | 再生可能エネルギーの使用義務化 | 再生可能エネルギーへの移行や節電・発電を実施することにより、店舗運営費を減少させる機会 | 短期的には、再生可能エネルギーへの移行に伴い電力買取（使用）コストがわずかに上昇するリスクがないわけではないものの、需要の増加や政府による価格調整によって、長期的には従来の電気使用料金と横ばいで推移すると推察されるため、財務への影響は実質的にない。 |
| 市場機会 | EV化の加速 | バッテリーの評価基準の設置による安定的な売上維持に繋がる機会 | すでにEVバッテリーの適正価格評価に向けた動きが活発化している現状を鑑みると、中長期的には更に取組みが高度化することが考えられ、EV車の構成比が増加していく2030年以降にはバッテリーの評価基準が確立されていることが予想される。評価基準の確立に伴い、市場の適正価格を提示できることで、安定的なマージンを確保できることから当社への財務的影響は限定的である。 |

影響がないと区分したドライバーはあくまで現時点における整理の結果になります。

IDOMとしての気候変動戦略 - 循環型ビジネスを通じたカーボンニュートラルへの貢献

IDOMの存在意義は、車という製品を「生産 廃棄」するのではなく、資源として最大限活用し、所有の循環を担うことです。自動車という分野において循環型経済を回す役割を担っているIDOMは、中古車市場の新陳代謝を促し、EVやハイブリッド車といった環境に配慮された自動車の市場比率を高めることに事業を通じて貢献します。

TCFDのシナリオ分析を通じて、気候変動の観点からIDOMの存在意義を再定義できると改めて確認するに至りました。すなわち、気候変動影響の観点からIDOMの存在意義を再定義すると、市場全体におけるガソリン車やディーゼル車の割合を低減させ、EVやハイブリッド車の割合を増加させることを通じて、社会全体の温室効果ガス（GHG）排出量削減に貢献し、カーボンニュートラル達成に寄与すると整理できると考えています。

一定の前提を置いて試算した結果、2021年～2050年の期間において合計約37万トンの温室効果ガスの排出削減貢献が期待できることが示されました。



4. 指標及び目標

当社は「サステナビリティ宣言」を公表し、現在、気候変動など地球環境問題に広く対応していくことを目標としています。今般実施したシナリオ分析の結果を踏まえ、「サステナビリティ宣言」に則った取り組みをさらに強化していきます。

温室効果ガスの削減

当社の温室効果ガスの排出量自体は必ずしも高水準ではありませんが、その削減への取り組みを以下の施策を通じて強化していきます。

- ・ペーパーレス化の推進
(売買契約書の電子化、会議資料のオンライン共有による紙資源の削減等)
- ・直営店舗照明器具のLED化の推進による温室効果ガス（GHG）排出量の削減
- ・リモートワークなど、IT活用による働き方改革を推進し、オフィス規模の縮小による温室効果ガス（GHG）排出量の削減

循環型ビジネスの強化

気候変動の観点からみた当社の存在意義は中古車の循環を通じて社会全体の温室効果ガスの削減であると定義しています。消費者ニーズに対応したEVやハイブリッド車の販売を通じて社会全体の脱炭素に貢献すると同時に収益機会の実現に努めます。

5. 今後の展望

上記のシナリオ分析結果のとおり、簡易的に2021年度（2021年3月～2022年2月）国内事業の実績に基づく、概算値としての温室効果ガス（GHG）排出量の算定を実施しました。今後は温室効果ガス（GHG）排出量の精緻化やペーパーレス化、全国直営店舗照明のLED化、小売台数増加によるEV車の市場流通促進など、自助努力による削減を目指してまいります。

さらに、シナリオ分析を行う過程で現時点での循環型ビジネスの効果について、一定の前提を置いて試算した結果、2021年～2050年の期間において合計約37万トンの温室効果ガスの排出削減貢献が期待できることが示されました。この結果を踏まえ、今後も当社の中心事業である循環型ビジネスの成長をさらに促進してまいります。

6. TCFD提言への賛同を表明

当社は、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）1の提言に賛同を表明しました。

今後の気候変動に関連する事象を、経営リスクとして捉えて対応すると同時に、新たな機会も見いだし、経営戦略へ活かしてまいります。

1 G20からの要請を受け、金融安定理事会（FSB）が2015年に設立。気候変動によるリスク及び機会が経営に与える財務的影響を評価し、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」について開示することを推奨しています。（TCFD ウェブサイト：<https://www.fsb-tcf.org/>）

7. 人的資本

ダイバーシティの考え方

IDOMは、性別、国籍、年齢、勤続年数、障害の有無などの属性に関わらず、従業員それぞれの能力を十分に発揮し、活躍できる環境を構築しております。また、従業員の自己成長、自己研鑽のために、様々な制度・研修を設けております。今後も、従業員の人権を尊重しつつ、従業員が様々な挑戦ができる仕組みを積極的に創造していく考えです。多様性の確保は、環境整備や人材育成に注力することによって、自ずとなされていくものと考えております。したがって、現時点では、多様性確保のための数値目標を定めておりません。

ダイバーシティの考え方に基づく取組み体制



3【事業等のリスク】

当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

これらのリスクは発生しうるすべてのリスクを網羅しているものではありません。また、事業上のリスク要因として具体化する可能性は、必ずしも該当しない事項についても、投資判断、あるいは当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項目以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

オートオークション相場の変動により、適正な粗利が確保できなくなり、業績及び財政状態に影響を与える可能性について

中古車市場では約230万台の中古車が流通しております。オートオークションでは中古車が年間約800万台が取引され、需要と供給により価格が決定するため、その価格は日々変動しております。

当社は、変動する中古車相場において、各車両の状況と市場価値を見極め、適正な価格で仕入れ、適正な価格で販売する体制を構築しております。そのため、オークション相場の変化に対する影響は限定的です。急騰、急落などの予期せぬ変動をした場合は、影響を受ける可能性があります。短期的なものと考えております。

競合他社との競争が激化して、販売価格が低下し、適正な利益を確保することができなくなり、業績及び財政状態に影響を与える可能性について

中古車市場は事業者の裾野が非常に広く、大手による寡占化が進んでいないという特徴があります。そのため、大手同士による競争激化の状態ではなく、当社は適正な販売価格を維持しつつ、シェアの拡大を目指すことができると考えております。

景気動向の悪化により、販売台数が低下し、業績及び財政状態に影響を与える可能性について

中古車は、過去から景気動向に左右されることなく、一定の流通台数があることから、中古車は嗜好品ではなく必需品であると考えられます。このことから、景気悪化により、販売台数の低下があったとしても、中古車需要そのものが消失するものではなく、先延ばしされるものなので、その影響は短期的なものと考えております。

大型店出店後の周辺環境変化などにより、業績及び財政状態に影響を与える可能性について

当社は、出店物件の選定にあたっては、物件の状況、契約条件、周辺地域の人口やその動態、競合店の状況等を勘案して判断しております。しかしながら、収益性の悪化や市場価値の低減により、保有資産の減損処理が必要となった場合には、業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

当社では、資産効率を維持するため、出店にあたり、原則、土地の取得はしておりません。契約期間の途中であっても、契約を終了させられる旨を定める中途解約条項を盛り込むことで、機動的な退店が可能です。そのため、その影響は軽微であると考えております。

有利子負債が増加することにより、業績及び財政状態に影響を与える可能性について

当社は、現状においては、大型店出店に必要な資金を銀行等金融機関からの借入により調達しております。安定的な収益基盤の構築の推進、財務基盤の健全性を確保することにより、金融市場における信用力を強固なものにしてまいります。

また、資金調達の要否については、出店計画、資金需要の金額と支払タイミング、運転資金、営業キャッシュ・フロー等を総合的に検討して決定してまいります。

人材確保が困難になることで、事業運営に必要な人員が不足し、業績及び財政状態に影響を与える可能性について

当社は、個々人の能力や生産性を加味した上で、人員計画の作成、戦略的な配置、評価制度や働き方の刷新などを機動的に実施することで、適切な人材の育成管理をしております。現状は問題なく優秀な人材の確保ができておりますが、人材教育制度の充実や、従業員が働き甲斐や自己成長を感じられる仕事の仕方や魅力的な職場環境の実現に取り組むことで優秀な人材の安定的な確保を目指してまいります。また、定期的に従業員のエンゲージメント状態の可視化・数値化をすることで、組織における課題発見と課題解決を推進しております。

将来、重要な訴訟等が提起されることにより、業績及び財政状態に影響を与える可能性について

当社は、当連結会計年度末において業績に重要な影響を及ぼす訴訟等は提起されておりません。法務の設置及び顧問弁護士との連携や、必要な社員教育等を行うことで訴訟リスクを軽減するとともに訴訟等の事態が発生した際の損失を最小化するための体制を構築しております。

個人情報等が外部に流出するような事態が発生した場合、業績及び財政状態に影響を与える可能性について

当社は、個人情報の取り扱いについては、個人情報管理規程、情報セキュリティ規程、機密情報管理規程、個人番号及び特定個人情報取扱規程などの社内規程を制定し遵守しております。また、リスク管理体制の強化と従業員教育の徹底に取り組んでおります。

台風や大雪といった天候の状況や、自然災害等が発生し、財産の棄損、事業運営に遅延又は障害をきたした場合の業績及び財政状態に影響を与える可能性について

台風や大雪により店舗が被害を受ける可能性があるものの、事前に対策を講じることが可能であると考えております。

また、当社の在庫は車両であって移動可能であることから、店舗の移転費用などが発生する可能性はあるものの、通常の投資の範囲内に収まると想定しております。

風評被害などで当社の企業イメージが悪化することにより、業績及び財政状態に影響を与える可能性について

当社は、風評リスクに対処するため、事実に基づいた迅速かつ適切な対応を行うことを基本方針としています。具体的には、風評被害の発生を未然に防ぐための予防策の策定と実施、および事象発生時には社内外の関係者と適切に連携することで、損害の発生および拡大を最小限に抑えるための体制を整備しています。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は、次のとおりであります。

経営成績の状況

当連結会計年度（2023年3月1日～2024年2月29日）における国内直営店の販売台数は268,844台（前年同期比8.7%増）となりました。消費者向けの小売台数は、144,487台（前年同期比6.6%増）と過去最高となりました。また、小売台あたり粗利は通期平均41万円と、前期の水準を維持することができました。業者向けの卸売台数は、オートオークション相場が堅調だった影響もあり、124,357台（前年同期比11.2%増）となり、小売台数と卸売台数を合算した販売台数合計は268,844台と、過去最高となりました。小売台数と卸売台数の比率は、小売台数53.7%、卸売台数46.3%となり、単体の売上総利益71,062百万円のうち、小売による売上総利益が占める割合は約80%となりました。

販売費及び一般管理費は、大型店出店に伴う広告宣伝費の増加や、成長戦略のための新規採用を増やしたことによる従業員数の増加や、採用コスト等、人件費の増加などにより増加しました。

以上の結果、当連結会計年度の実績は、売上高419,852百万円（前期比0.8%増）、営業利益16,117百万円（前期比13.7%減）、経常利益15,826百万円（前期比12.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益11,442百万円（前期比19.5%減）となりました。

地域セグメント別の業績は以下の通りです。

a. 日本

売上高417,031百万円（前年同期比12.9%増）、セグメント利益（営業利益）16,076百万円（前年同期比7.8%減）となりました。成長投資により販売費及び一般管理費が増加した結果、大型店の事業好調により売上高が増加しましたが、増収減益となりました。

b. その他

売上高2,820百万円（前年同期比17.7%増）、セグメント利益（営業利益）43百万円（前年同期比38.8%減）となりました。

豪州セグメントは前連結会計年度において、豪州子会社株式を全て売却したことにより、連結の範囲から除外しております。

財政状態の状況

（資産の部）

当連結会計年度末の資産の部合計は、184,031百万円（前期末比6.2%増）となりました。

流動資産は、現金及び預金が減少（前期末比6,925百万円減）した一方、受取手形及び売掛金が増加（前期末比8,703百万円増）したことなどにより、134,281百万円（前期末比2.1%増）となりました。

固定資産は、建物及び構築物が増加（前期末比4,330百万円増）したことなどにより、49,749百万円（前期末比19.0%増）となりました。

（負債の部）

当連結会計年度末の負債の部合計は、114,101百万円（前期末比3.2%増）となりました。

流動負債は、1年内返済予定の長期借入金が増加（前期末比7,845百万円増）したことなどにより、63,327百万円（前期末比1.3%増）となりました。

固定負債は、長期借入金が増加（前期末比3,700百万円増）したことなどにより、50,773百万円（前期末比9.4%増）となりました。

（純資産の部）

当連結会計年度末の純資産の部合計は、利益剰余金が増加（前期末比7,355百万円増）したことなどにより、69,930百万円（前期末比11.5%増）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度の現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ6,925百万円減少（前期末比18.5%減）し、当連結会計年度末には30,548百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、9,648百万円(前連結会計年度は2,275百万円の収入)となりました。

これは主に、税金等調整前当期純利益15,664百万円、減価償却費2,890百万円、売上債権の増加額7,846百万円があったこと等です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は、8,367百万円(前連結会計年度は166百万円の支出)となりました。

これは主に、有形固定資産の取得による支出7,507百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は、8,230百万円(前連結会計年度は10,634百万円の支出)となりました。

これは主に、長期借入れによる収入20,000百万円、長期借入金の返済による支出24,145百万円によるものです。

生産、受注及び販売の実績

イ．生産実績

当社グループの提供する事業の性格上、生産実績の記載に馴染まないため、記載を省略しております。

ロ．受注実績

当社グループの提供する事業の性格上、受注実績の記載に馴染まないため、記載を省略しております。

ハ．販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 当連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日) | 前年同期比(%) |
|----------|--|----------|
| 日本 | 417,031百万円 | 112.9 |
| その他 | 2,820 | 117.7 |
| 合計 | 419,852 | 100.8 |

- (注) 1. 「その他」の区分には、米国の事業を含んでおります。
2. セグメント間の取引については相殺消去しております。
3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

| 相手先 | 前連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日) | | 当連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日) | |
|---------------|--|-------|--|-------|
| | 金額(百万円) | 割合(%) | 金額(百万円) | 割合(%) |
| 株式会社 ユー・エス・エス | 66,320 | 15.9 | 63,984 | 15.2 |

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社が判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。連結財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択や適用、資産・負債や収益・費用の計上に際し、合理的な基準による見積りが含まれており、見積りは不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの見積りによる数値と異なる場合があります。

なお、連結財務諸表作成にあたっての重要な会計方針等は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性に関する情報

当社グループの資金需要の主なものは、中古車及び新車の仕入に係る費用や販売費及び一般管理費等の営業費用、並びに店舗の設備投資等であります。運転資金及び設備投資資金は、自己資金及び借入金により対応することを基本としております。

当社グループは、資金を安定的に確保する方針の下、金融機関から行う資金調達は長期借入金を中心に行っております。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループ（当社及び連結子会社）は、当連結会計年度において、直営店舗の新規出店等を中心にグループ全体で8,209百万円の設備投資を実施いたしました。セグメントごとの状況は以下のとおりであります。

| セグメントの名称 | 当連結会計年度 | 前年同期比 |
|----------|----------|-------|
| 日本 | 8,205百万円 | 147.2 |
| その他 | 4 | 119.7 |
| 計 | 8,209 | 140.5 |
| 消去又は全社 | - | - |
| 合計 | 8,209 | 140.5 |

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2024年2月29日現在

| 事業所名 (所在地) | セグメントの 名称 | 設備の 内容 | 帳簿価額（百万円） | | | | | | 従業員数 (人) |
|-----------------------------------|--------------|-----------|-------------|-----------|---------------|-----------------|-------|--------|------------------|
| | | | 建物及び 構築物 | 車両 運搬具 | 工具、器具 及び備品 | 土地 (面積㎡) | その他 | 合計 | |
| 中古車販売事業所 (全国406店舗) | 日本 | 店舗 | 26,291 | - | 1,425 | 135 (850.58) | 1,224 | 29,077 | 2,416 (1,288) |
| 整備工場等 | 日本 | 整備工場 | 1,830 | - | 372 | - | 39 | 2,241 | 398 (37) |
| 本社及び事業本部 (東京都千代田区及 び千葉県千葉市) | 日本 | 事務所 | 548 | 42 | 174 | 0 (1,543.00) | 522 | 1,288 | 536 (409) |

(2) 国内子会社

2024年2月29日現在

| 会社名 | 事業所名 (主な所在地) | セグメントの 名称 | 設備の 内容 | 帳簿価額（百万円） | | | | | | 従業員数 (人) |
|--------------------------|----------------------|--------------|---------------------|-------------|-----------|---------------|----|-----|-------|-------------|
| | | | | 建物及び 構築物 | 車両 運搬具 | 工具、器具 及び備品 | 土地 | その他 | 合計 | |
| 東京マイカー 販売㈱ | 中古車販売事業所 (福島県郡山市) | 日本 | 店舗及び 事務所 | 64 | 0 | 6 | - | 2 | 74 | 26 (1) |
| ㈱IDOM CaaS Technology | 本社 (東京都千代田区) | 日本 | 事務所及 び事業用 車両等 | 18 | 1,985 | 3 | - | 139 | 2,146 | 113 (34) |

(3) 在外子会社

2024年2月29日現在

| 会社名 | 事業所名 (所在地) | セグメント の名称 | 設備の 内容 | 帳簿価額（百万円） | | | | | | 従業員数 (人) |
|------------------------|----------------------------------|--------------|-------------|-------------|-----------|---------------|----|-----|-----|-------------|
| | | | | 建物及び 構築物 | 車両 運搬具 | 工具、器具 及び備品 | 土地 | その他 | 合計 | |
| Gulliver USA, Inc. | 中古車販売 事業所 (米国カリフォル ニア州) | その他 | 店舗及び 事務所 | 8 | - | 17 | - | 143 | 169 | 4 (-) |
| Gulliver EAST, Inc. | 中古車販売 事業所 (米国ニューヨー ク州) | その他 | 店舗及び 事務所 | 1 | - | 0 | - | 80 | 83 | - (-) |

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、有形固定資産（その他）、建設仮勘定及び無形固定資産（のれんを除く）であります。

2. 帳簿価額は、連結調整前の数値であります。

3. 提出会社の本社の土地は福利厚生施設のものであります。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

2024年2月29日現在

| 会社名 | 事業所名 | セグメントの名称 | 設備の内容 | 投資予定額 | | 資金調達方法 | 着手及び完了予定年月 | | 完成後の増加能力 |
|------|--------------|----------|-------|-------------|---------------|--------|--------------|---------------|----------|
| | | | | 総額 (百万円) | 既支払額 (百万円) | | 着手 | 完了 | |
| 提出会社 | 直営店舗 15店舗 | 日本 | 店舗 | 4,500 | 330 | 自己資金 | 2023年 3月～ | 2025年 2月期中 | - |
| | 整備工場 10店舗 | 日本 | 整備工場 | 2,000 | 324 | 自己資金 | 2023年 3月～ | 2025年 2月期中 | - |

(注) 完成後の増加能力は、算出することが困難なため記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 400,000,000 |
| 計 | 400,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在発行数 (株) (2024年2月29日) | 提出日現在発行数 (株) (2024年5月29日) | 上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|------|-----------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|---------------|
| 普通株式 | 106,888,000 | 106,888,000 | 東京証券取引所 プライム市場 | 単元株式数 100株 |
| 計 | 106,888,000 | 106,888,000 | - | - |

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社はストック・オプション制度に準じた制度として時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブプランを導入しております。

| 第9回 | |
|--|--|
| 決議年月日 | 2022年10月21日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 受託者コタエル信託株式会社(注)7 |
| 新株予約権の数(個) | 34,000(注)1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 3,400,000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 744(注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 自2025年6月1日 至2031年5月31日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格744 資本組入額372(注)3 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)5 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 (注)4 | 新株予約権の譲渡に関する事項譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)6 |

当事業年度の末日(2024年2月29日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2024年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または合併)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割(または合併)の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会

社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{調整後} & & & & & & \\ \text{行使価額} & = & \text{調整前} & \times & \text{既発行} & + & \frac{\text{新規発行} \times \text{1株あたり}}{\text{株式数} \times \text{払込金額}} \\ & & \text{行使価額} & & \text{株式数} & & \text{新規発行前の1株あたりの時価} \\ & & & & & & \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{array}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 3 (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会による承認を要するものとする。
- 5 (1) 新株予約権者は、2025年2月期または2026年2月期のいずれかの事業年度に係る有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書の営業利益が300億円を超過している場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、上記における営業利益の判定に際しては、決算期の変更、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めることができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 6 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)3に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記(注)5に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
 - (a) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。
 - (b) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)5に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 7 本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の役職員等のうち受益者として指定されたものに交付されます。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (千株) | 発行済株式 総数残高 (千株) | 資本金 増減額 (百万円) | 資本金 残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|-------------------|------------------------|-----------------------|---------------------|--------------------|-----------------------|----------------------|
| 2020年7月31日 (注) | - | 106,888 | - | 4,157 | 4,032 | - |

(注) 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。

(5) 【所有者別状況】

2024年2月29日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | | 単元未満 株式の状況 (株) |
|-----------------|--------------------|---------|--------------|------------|---------|-----|---------|-----------|----------------------|
| | 政府及び地 方公共団体 | 金融機関 | 金融商品 取引業者 | その他の 法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数 (名) | - | 16 | 27 | 84 | 171 | 29 | 10,858 | 11,185 | - |
| 所有株式数 (単元) | - | 173,795 | 50,382 | 344,788 | 207,507 | 167 | 291,782 | 1,068,421 | 45,900 |
| 所有株式数の 割合(%) | - | 16.3 | 4.7 | 32.3 | 19.4 | 0.0 | 27.3 | 100.0 | - |

(注) 1. 自己株式6,480,691株は、「個人その他」に64,806単元、「単元未満株式の状況」に91株含めて記載をしております。

2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ2単元及び20株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2024年2月29日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式数の 割合(%) |
|--|--|---------------|---|
| 株式会社フォワード | 東京都港区白金台4丁目16-12 | 28,000 | 27.89 |
| 日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口) | 東京都港区赤坂1丁目8番1号 | 7,418 | 7.39 |
| 羽鳥 由宇介 (戸籍名:羽鳥 裕介) | PLAYA VISTA CA USA | 5,873 | 5.85 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 東京都中央区晴海1丁目8-12 | 4,808 | 4.79 |
| 株式会社フォワードY | 東京都港区港南2丁目16-7 | 3,000 | 2.99 |
| 株式会社フォワードT | 東京都港区白金台4丁目16-12 | 3,000 | 2.99 |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044(常任代理人 株式会社 みずほ銀行) | 240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A (東京都港区港南2丁目15-1 品川イン ターシティA棟) | 2,203 | 2.19 |
| あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社(常任代理人 日本マ スタートラスト信託銀行株式会 社) | 東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号(東 京都港区赤坂1丁目8番1号) | 2,000 | 1.99 |
| 野村證券株式会社自己振替口 | 東京都中央区日本橋1丁目13-1 | 2,000 | 1.99 |
| 羽鳥 貴夫 | 東京都渋谷区 | 1,873 | 1.87 |
| 計 | - | 60,177 | 59.93 |

(注) 1. 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 7,418千株

株式会社日本カストディ銀行(信託口) 4,808千株

2. 上記のほか当社所有の自己株式6,480千株(所有割合6.06%)があります。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年2月29日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|----------------------------|-----------|---------------------------|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 6,480,600 | - | 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 100,361,500 | 1,003,615 | 同上 |
| 単元未満株式 | 普通株式 45,900 | - | 同上 |
| 発行済株式総数 | 106,888,000 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 1,003,615 | - |

【自己株式等】

2024年2月29日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有株式数(株) | 所有株式数の合計(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|-------------------------|------------------|--------------|--------------|-------------|------------------------|
| (自己保有株式) 株式会社I D O M | 東京都千代田区丸の内2丁目7-2 | 6,480,600 | - | 6,480,600 | 6.06 |
| 計 | - | 6,480,600 | - | 6,480,600 | 6.06 |

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(円) |
|-----------------|--------|----------|
| 当事業年度における取得自己株式 | 40 | 36,240 |
| 当期間における取得自己株式 | - | - |

(注) 当期間における取得自己株式数には、2024年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 当事業年度 | | 当期間 | |
|----------------------------------|-----------|------------|-----------|------------|
| | 株式数(株) | 処分価額の総額(円) | 株式数(株) | 処分価額の総額(円) |
| 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| 合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| その他 | - | - | - | - |
| 保有自己株式数 | 6,480,691 | - | 6,480,691 | - |

(注) 当期間における取得自己株式数には、2024年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社の配当政策は、連結業績に連動して配当金を決定する「業績連動型配当」を基本方針としております。当社は、「当期の親会社株主に帰属する当期純利益×30%」で算出される金額を配当総額とし、当期の1株当たり配当金を決定する方法を採用しております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度については、当該基本方針に基づき、2024年5月28日開催の定時株主総会において、1株当たり19.78円の期末配当を決議しております。結果として、当期の1株当たり配当金は年間34.19円（中間14.41円、期末19.78円）とさせていただきます。

内部留保資金については、将来における更なる利益拡大、企業価値向上を目指し、競争力の強化やサービスの向上を図るため、直営店の新規出店、新規事業開発、社内インフラの強化など、効果的かつ効率的な投資を行ってまいります。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

| 決議年月日 | 配当総額 (百万円) | 1株当たり配当額 (円) |
|------------------------|---------------|-----------------|
| 2023年10月13日 取締役会決議 | 1,446 | 14.41 |
| 2024年5月28日 定時株主総会決議 | 1,986 | 19.78 |

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、“Growing Together”を企業理念として掲げ、共存共栄の思想を原点に、当社のステークホルダー（株主、お客様、社員、パートナー、社会、当社グループに関わる全ての人々）に喜ばれ、高い満足度を提供する企業を目指しております。

また、スピーディー且つ高度な経営判断を実現するとともに、ディスクロージャーの充実とアカウントビリティ（説明責任）を十分に果たすことにより企業の透明性を確保することが、株主価値向上に重要な影響を与えることと認識し、そのために経営管理機能の強化を図っております。

これらを実現させるために、コーポレート・ガバナンスの充実を図っていくことが肝要であると考えております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

当社は、コーポレート・ガバナンス体制として、取締役会及び監査役会制度を採用しております。

1．取締役会

代表取締役社長 羽鳥由宇介が議長を務め、代表取締役社長 羽鳥貴夫、取締役 西端亮、社外取締役 杉江潤、社外取締役 野田公一の取締役5名（うち、社外取締役2名）で構成され、主に成長戦略、サステナビリティ課題、環境対策、ガバナンスの強化などの中長期の経営課題について議論をする場として機能し、法令上取締役会の専決事項とされている経営の基本方針等の業務執行の決定、ならびに取締役の職務の執行の監督を主な役割としています。

2．指名・報酬委員会

社外取締役 野田公一が議長を務め、代表取締役社長 羽鳥貴夫、社外取締役 杉江潤の取締役3名（うち、社外取締役2名）で構成され、取締役の指名・報酬に関する手続きの透明性や客観性を担保するために設置され、取締役会の諮問に応じ、社内取締役の選任及び解任、社内取締役の報酬に関する事項、その他取締役会が諮問した事項について審議し、報告を行います。

3．監査役会

常勤監査役 須釜武伸が議長を務め、社外監査役 木村忠昭、社外監査役 二宮かおるの監査役3名（うち、社外監査役2名）で構成されており、各々は会計、税務、企業法務、人事労務に十分に精通しており、専門的な見地からも意見を述べております。監査役は、取締役会など重要な会議に出席し、取締役の業務執行の監視を行うことに加え、会計監査人や監査チーム、関係会社監査役との連携を図りつつ、重要事項の確認を行っております。加えて、経営会議の議事録、業績や財務会計状況の報告、内部統制、内部監査の状況、法務案件の状況等、毎月定期的に広範かつ細部にわたり俯瞰的に業務執行状況を確認し、監査に当たっております。このように、監査役会（社外監査役を含む）、監査チーム、会計監査人により、取締役会の意思決定および業務執行状況を多層的に監視・牽制することで、業務の適法性・適正性を確保する体制としています。

4．経営会議

社長をはじめ、各事業部責任者、グループ各社の責任者が適宜参加のもとで、概ね週に1回ないし2回程度開催しております。既存事業や新規事業の成長可能性やリスクについて幅広く議論し、意思決定が行われる業務執行機能の中心的な役割を担っている会議体です。

5．サステナビリティ委員会

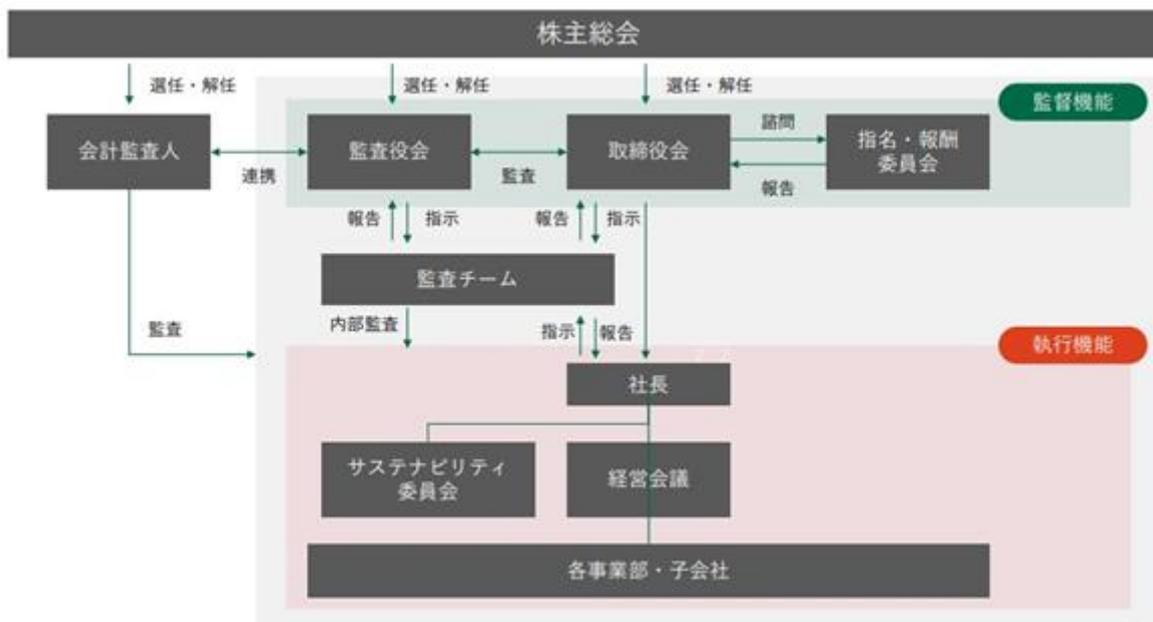
サステナビリティならびに環境・社会・ガバナンスに関わる経営方針、事業戦略、事業活動に関して、検証や提言を実施する委員会です。気候変動に関しては、全社経営課題のリスクと機会への対策及び事業戦略への反映に向けた検討を行い、経営会議及び取締役会に報告を行います。

ロ．当該体制を採用する理由

当社は、急速な経営環境の変化に迅速に対応すべく、取締役会のスリム化を実現させております。

社外取締役2名を含む取締役5名により構成する取締役会が、当社グループにおける企業活動のあらゆる領域を網羅し、スピード感をもって機動的に意思決定をしていく体制であり、現行体制が企業経営として効率的であると判断しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システム、リスク管理体制及び子会社の業務の適正を確保するための体制の整備の状況

1．当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規則に定められた基準に従って、法令に基づく職務その他重要な業務執行を決定する。取締役会は監査役出席の下に開催され、各取締役は業務の執行状況を報告するとともに、相互に他の取締役の業務執行状況を監視、監督する。各監査役は監査役会が定める監査役会規則に基づき、取締役会への出席及び子会社を含む業務状況の調査を通じて、取締役の職務執行状況を監査する。なお、コンプライアンス体制の基礎として、取締役会はコンプライアンス規程を制定し、取締役及び使用人が実施すべき基本方針を明確にするとともに、その周知徹底を図っていく。

2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者を取締役の中から任命し、その者が作成する文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ等に係るリスクについては、対応責任者の取締役から指示を受けたそれぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、すみやかに対応責任者となる取締役を定める。

リスクが発生した場合には、代表取締役又は代表取締役が指名する取締役等を責任者とした対策本部をすみやかに設置し、損害の拡大を防止するとともに、これを最小限にとどめるものとする。

4．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成の方法を業務担当取締役が定め、ITを活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するしくみを構築する。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の使用人が法令違反の疑義のある行為及び事実等を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス部門に報告する体制を確立する。この体制には従業員が直接法令違反の疑義がある行為及び事実等を匿名で通報できることを保証するコンプライアンスホットラインも含まれる。法令違反の疑義のある行為及び事実等の報告・通報を受けたコンプライアンス部門は内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、全社的に再発度や重要性の高い問題は、評議委員会に付議し、審議結果を取締役会及び監査役会に報告する。
6. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a. 当社及びその子会社（以下「グループ各社」という。）における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制に関する担当部門を設けるとともに、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
 - b. 当社の取締役、チームリーダー及びグループ各社の取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
 - c. 当社は、関係会社管理規程により、グループ各社に対して、当社の経営方針、戦略等を徹底し、企業グループとしての最大成果を目指すとともに、経営上の重要事項については、当社の事前の承認又は当社への報告を義務付ける。
 - d. 当社の内部監査部門は、ガバナンス・プロセス及びリスク・マネジメント・コントロールの一環として、当社及び主要なグループ各社の内部監査を実施し、当社及び当該グループ各社の内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役との協議により判断した結果、監査役を補助する専属の使用人は原則として設置しない。ただし、必要に応じて監査役より監査業務を使用人に対して命令することは妨げない。
8. 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、内部監査責任者等の指揮命令を受けないものとする。
9. 当社の監査役への報告に関する体制
 - a. 当社の取締役及び使用人並びにグループ各社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす事項、当社及びグループ各社における内部監査の実施状況、コンプライアンスホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、当社の取締役と監査役との協議により決定する方法によるものとする。
 - b. 監査役に報告を行った者について、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及びグループ各社において周知徹底する。
10. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。
 - b. 監査役がその職務の執行について、費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用等を処理する。

ロ. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

八．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであります。ただし、被保険者の職務の遂行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由があります。

二．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力とは一切の係わり合いを持たず、その圧力に屈することなく毅然とした態度で臨むものとし、断固として排除することを基本方針とします。

ホ．反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

1．対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

対応統括部署を本社コンプライアンス部門とし、同部門を通じて反社会的勢力に関する諸事項を一元的に統括・管理するとともに、各部署に対し、反社会的勢力に関する対応について、指導しております。また、反社会的勢力からの不当要求に適切に対応するために、対応統括部署に「不当要求防止責任者」を配置し、各部署において不当要求が為された場合、当該部門責任者と連携して、組織として対応する仕組みを整備しております。

2．外部の専門機関との連携状況

当社は、反社会的勢力排除に関する経験の豊富な弁護士と顧問契約を締結し、種々の指導を仰ぐとともに、所轄警察署と随時連絡を取り、情報収集等、連携を図っております。

3．対応マニュアルの整備状況

当社は、企業行動憲章等を受け、具体的な不当要求に関する対応や種々の態様に係る対応要領を取り纏めた「反社会的勢力対応マニュアル」を整備しております。

4．反社会的勢力排除条項の導入

当社は、反社会的勢力が取引先となって、不当要求を行う場合の被害を防止する事はもとより、これらの者と取引関係を持つことは、それが発覚した場合の企業信頼性が毀損する事を重く受け止め、順次契約書や取引約款等に反社会的勢力排除条項を設けております。

へ．取締役の定数

当社の取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

ト．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

チ．株主総会の特別決議の要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

リ．中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

ヌ．自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

ル．取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含み、業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役（監査役であった者を含

む。) の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を5回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

| 役職名 | 氏名 | 開催回数 | 出席回数 |
|---------|--------|------|------|
| 代表取締役社長 | 羽鳥 由宇介 | 5回 | 5回 |
| 代表取締役社長 | 羽鳥 貴夫 | 5回 | 5回 |
| 取締役 | 西端 亮 | 5回 | 5回 |
| 取締役 | 杉江 潤 | 5回 | 4回 |
| 取締役 | 野田 公一 | 5回 | 5回 |
| 監査役 | 須釜 武伸 | 5回 | 5回 |
| 監査役 | 木村 忠昭 | 5回 | 5回 |
| 監査役 | 二宮 かおる | 5回 | 5回 |

取締役会における具体的な検討内容として、取締役会規程に定める取締役会付議基準に従い、当社の経営基本方針、中期及び年度経営計画、業務執行のための重要事項、法令・定款に定められた事項等を決議し、法令に定める事項及び重要な業務執行状況などの報告を受けております。当事業年度においては、上記に該当するものとして、中期経営計画策定、予算の承認、中間配当額等につき、社外取締役、社外監査役から適宜意見をいただきながら検討、決議を行いました。

指名・報酬委員会の活動状況

当事業年度において、当社は指名・報酬委員会を2回開催しており、取締役候補者や取締役の報酬等について審議を行い取締役会へ答申しております。委員の出席状況につきましては次のとおりであります。

| 役位 | 氏名 | 開催回数 | 出席回数 |
|-----|-------|------|------|
| 委員長 | 野田 公一 | 2回 | 2回 |
| 委員 | 羽鳥 貴夫 | 2回 | 2回 |
| 委員 | 杉江 潤 | 2回 | 2回 |

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性 7名 女性 1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|--------------------|-----------------------------|--------------|---|---------|-----------------|
| 取締役社長 (代表取締役) | 羽鳥 由宇介 (戸籍名： 羽鳥 裕介) | 1971年 1月20日生 | 1995年 7月 当社取締役 1999年 3月 当社常務取締役 2001年 2月 当社専務取締役 2008年 6月 当社代表取締役社長(現任) | (注) 3 | 5,873 |
| 取締役社長 (代表取締役) | 羽鳥 貴夫 | 1972年 6月12日生 | 1995年 7月 当社取締役 1996年 1月 株式会社フォワード設立 代表取締役(現任) 1999年 3月 当社常務取締役 2006年 5月 当社専務取締役 2008年 6月 当社代表取締役社長(現任) | (注) 3 | 1,873 |
| 取締役 | 西端 亮 | 1958年 4月12日生 | 1982年 4月 東亜燃料工業株式会社(現 E N E O S 株式会社) 入社 2000年11月 テルモ株式会社 入社 2014年 1月 同社執行役員(経理・財務担当) 2015年 7月 同社上席執行役員 C A F O (チーフ・アカウンティング・アンド・フィナンシャル・オフィサー) 2020年 3月 当社入社 C F O (チーフ・フィナンシャル・オフィサー) (現任) 2023年 5月 当社取締役(現任) | (注) 3 | 5 |
| 取締役 | 杉江 潤 | 1956年 6月23日生 | 1979年 4月 大蔵省(現財務省) 入省 2007年 7月 国税庁 調査査察部長 2008年 7月 関東信越国税局長 2009年 7月 国税庁 長官官房審議官(国際担当) 2011年 7月 東京国税局長 2012年12月 株式会社証券保管振替機構 審議役 2014年 6月 同社常務取締役 株式会社ほぶりクリアリング 常務取締役 2015年 7月 株式会社証券保管振替機構 常務執行役 2017年 5月 当社取締役(現任) 2018年 4月 一般社団法人投資信託協会 副会長専務理事(現任) 2019年 6月 三井住友建設株式会社 社外取締役(現任) | (注) 3 | - |
| 取締役 | 野田 公一 | 1966年 1月11日生 | 1988年 4月 株式会社三菱銀行(現株式会社三菱 U F J 銀行) 入行 1998年 6月 ハーバード大学経営大学院卒業 1999年 7月 株式会社インクス(現 S O L I Z E 株式会社) 入社 2004年 7月 楽天株式会社(現楽天グループ株式会社) 入社 2005年 5月 同社執行役員 マーケティングメンバーサービス部門長 2006年 9月 同社執行役員 採用育成本部長 2009年 1月 同社執行役員 金融業務室長 2009年 3月 楽天証券株式会社 取締役 2010年 1月 ビットワレット株式会社(現楽天 E d y 株式会社) 監査役 2011年 2月 楽天株式会社(現楽天グループ株式会社) 執行役員経営企画室長 2013年 2月 同社執行役員 グローバル人事部長 2016年12月 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 最高人財責任者 2018年 5月 当社取締役(現任) 2019年 2月 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 最高管理責任者 2019年11月 株式会社 Works Human Intelligence 最高人財責任者(CHRO) 2020年 3月 株式会社 OKAN 社外取締役 株式会社ワークスビジネスサービス 取締役 2021年 4月 株式会社 WHI Holdings 最高人材責任者(CHRO) 2022年 3月 株式会社資生堂 チーフピープルオフィサー 2024年 2月 弁護士法人平松剛法律事務所 人事総務責任者(現任) | (注) 3 | 30 |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|-----|--------|-------------|--|------|---------------|
| 監査役 | 須釜 武伸 | 1962年2月5日生 | 1984年3月 株式会社赤トリ苺ショッピングデパート (現株式会社赤トリ苺)入社 1995年3月 株式会社マックプロジェクト(現株式会社 メディアパワー) 専務取締役 1996年1月 当社入社 2003年1月 当社執行役員 2009年12月 当社経営戦略室 チームリーダー 2011年8月 当社ビジョン推進室 チームリーダー 2016年5月 当社社長室 チームリーダー 2019年1月 当社フランチャイズ事業部チームリーダー 2021年5月 当社監査役(現任) | (注)4 | 300 |
| 監査役 | 木村 忠昭 | 1980年11月5日生 | 2004年4月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人 トーマツ)入社 2008年1月 株式会社アドライト 代表取締役(現任) 2008年5月 公認会計士登録 2008年10月 株式会社エスエルディー 社外取締役 2012年8月 株式会社じげん 社外監査役 2015年2月 株式会社マネーフォワード 社外監査役 2015年12月 株式会社クラウドワークス 社外取締役 2016年12月 株式会社ユーグレナ 社外取締役監査等委員 2020年5月 当社監査役(現任) 2020年6月 キムラユニティー株式会社 非常勤取締役 (現任) | (注)4 | - |
| 監査役 | 二宮 かおる | 1961年2月6日生 | 1984年4月 東京書籍株式会社入社 1995年4月 カルビー株式会社入社同社広報部 2006年4月 同社CRMグループ Web室 2009年4月 同社社会貢献委員会委員長 2011年4月 同社社会貢献委員会委員長兼カスタマーリ レーション部長 2014年4月 同社社会貢献委員会委員長 2021年4月 同社社会貢献委員会 2021年5月 当社監査役(現任) | (注)4 | - |
| 計 | | | | | 8,082 |

- (注) 1. 取締役杉江潤及び取締役野田公一は、社外取締役であります。
2. 監査役木村忠昭及び監査役二宮かおるは、社外監査役であります。
3. 2023年5月26日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
4. 2021年5月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 取締役社長羽鳥由宇介及び取締役社長羽鳥貴夫は、兄弟であります。

社外役員の状況

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

当社は、社外取締役及び社外監査役(以下「社外役員」という。)が、会社法の定める要件を満たし、かつ、以下のいずれにも該当しないと判断される場合、社外役員は独立性を有しているものと判断します。

なお、以下のいずれかに該当するものであっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の社外役員としてふさわしいと考える者については、当社は、当該人物が当社の社外役員としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の社外役員とすることができるものとします。

イ. 当社の主要株主(直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上である者)又はその株主が法人その他の団体(以下「法人等」という。)である場合における当該法人等の業務執行者(会社法施行規則第2条第3項第6号に定める業務執行者をいう。以下同じ。)である者

ロ. 当社又は当社の連結子会社(以下「当社グループ」を主要な取引先とする者(その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けた者という。))又はその者が法人等である場合における当該法人等の業務執行者である者

- ハ．当社グループの主要な取引先（当社グループに対して、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2％以上の支払いを行っている者を言う。）又はその者が法人等である場合における当該法人等の業務執行者である者
- ニ．当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- ホ．当社から役員報酬以外に、年間100万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント
- ヘ．当社から、自己の年間売上高の2％以上の支払いを受けている法律事務所、監査法人（当社の会計監査人である監査法人を除く。）、税理士法人又はコンサルティングファームに所属する者
- ト．当社の主要な借入先（直近の事業年度に係る事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先をいう。）又はその借入先が法人等である場合における当該法人等の業務執行者である者
- チ．当社から年間100万円を超える寄付又は助成を受けている者又はその者が法人等である場合における当該法人等の業務執行者である者
- リ．最近3年間において、上記イ．からチ．のいずれかに該当していた者
- ヌ．上記イ．からリ．に該当する者（上記ホ．を除き、重要な者に限る。）の配偶者又は二親等内の親族
- ル．当社の子会社の業務執行者（社外監査役の場合には、業務執行者でない取締役を含む。以下同じ。）である者の配偶者又は二親等内の親族
- ロ．最近3年間において、当社又は当社の子会社の業務執行者の配偶者又は二親等内の親族

社外取締役杉江潤は、税務分野及び会計分野に関する高度な専門知識を有しており、加えて長年にわたる職歴を通じて幅広い経験と見識を有しているため、当社の経営全般において助言できるものと判断し、社外取締役として選任しております。

社外取締役野田公一は、上場企業の執行役員等の職歴を通じて、豊富な経験と知見を有しており、当社の経営全般において助言できるものと判断し、社外取締役として選任しております。同氏は、2024年5月時点において、当社株式を保有しておりますが、保有株式数に重要性はなく、同氏と当社との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役木村忠昭は、公認会計士として財務や会計に関する豊富な知識や経験を有し、企業経営に関しても高い見識を有しているため、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外監査役として選任しております。

社外監査役二宮かおるは、カルビー株式会社において、社会貢献委員会委員長を務めたことから、社会貢献及びサステナビリティ経営の在り方について豊富な経験と知見を有しており、当社の経営判断の合理性及び健全性の確保等に貢献することができるものと判断し、社外監査役として選任しております。

なお、選任にあたっては、会社法や東京証券取引所の規則等を参考にしており、経歴や当社との関係を踏まえ、当社経営陣から独立した立場で職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。

社外取締役及び社外監査役と当社との間には、特別の利害関係はなく、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断されることから、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と、内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係については、取締役会、監査役会及び会計監査人による監査報告会等において適宜報告及び意見交換等により相互の連携を図りながら、監査の質的向上を図っております。

なお、社外監査役が独立した立場から経営への監督と監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、コンプライアンス部門等との連携の下、経営に関わる必要な資料の提供や事情説明を行う体制をとっております。

また、その体制をスムーズに進行させるため、監査役がコンプライアンス部門等と密に連携することで社内各部門からの十分な情報収集を行っております。これらを通して、社外監査役の独立した活動を支援しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役会は3名のうち2名が社外監査役であり、取締役の職務の執行に対し、独立的な立場から適切に意見を述べる事ができ、監査役としてふさわしい人格、識見及び倫理観を有している者を選任しております。

各監査役は、監査役会が定めた監査計画、監査の方針、業務分担などに従い、取締役の職務の執行を監査しており、定例の監査役会において、相互に職務の状況について報告を行うことにより監査業務の認識を共有化しております。

なお、社外監査役 木村忠昭は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役及び会計監査人は、各々の監査計画や監査状況に関して定期的に、又は必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

会計監査については、あかり監査法人と監査契約を締結し、会社法に基づく計算書類とその附属明細書及び金融商品取引法に基づく書面の確認を行うと同時に、四半期毎に会計監査人により開催される監査報告会において、情報の共有を行っております。

こうした情報共有や意見交換を通して、監査役は、監査役として果たすべき取締役の業務執行の適法性に対する検討は元より、当社グループにとって重要な事業リスクの内容について確認しており、リスクの回避及び軽減するために求められる内部統制という視点も踏まえて、監査効率と監査効果を高め、職務の執行に当たっております。

当事業年度において当社は監査役会を6回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

| 氏名 | 役職 | 開催回数 | 出席回数 |
|--------|-------|------|------|
| 須釜 武伸 | 常勤監査役 | 6回 | 6回 |
| 木村 忠昭 | 社外監査役 | 6回 | 6回 |
| 二宮 かおる | 社外監査役 | 6回 | 6回 |

監査役会における具体的な検討内容は、監査方針及び主要な監査実施項目並びに監査計画の策定、経営方針・経営計画に基づいた業務監査及び会計監査、コーポレート・ガバナンスの有効性とコンプライアンス体制の確立の確認、会計監査人の監査の実施状況及び職務の執行状況確認、各四半期における会計監査人からの監査計画及び監査結果をもとにした協議、経理処理の留意事項の協議等であります。

また、常勤監査役の主な活動は、年度の監査計画の策定及び当該監査計画に基づく往査や関連文書の閲覧のほか、内部監査部門と適時、監査状況及び監査結果等につき報告、討議を実施し、その他に随時、情報交換を含め監査内容について会合を持っております。会計監査人との定期的な会合として四半期毎に監査計画及び監査結果等につき討議しており、その他に随時、情報交換を含め監査内容について会合を持つことで、適正な監査実施の確保に努めております。監査状況及び監査結果は監査役会を通じて、社外監査役を含む監査役に報告されており、各監査役との相互連携を図っております。

内部監査の状況

当社では内部監査の重要性を鑑み、独立した内部監査機能を有するコンプライアンス担当部門を設置して、内部監査規程に基づき、内部管理体制の適正性を総合的、客観的に評価するとともに、抽出された課題等に対し改善に向けた提言及びフォローアップを行っております。

監査役とコンプライアンス担当部門との連携並びに相互補完を進めるため、コンプライアンス担当部門は、期初において監査役の意見を元に年次監査計画の策定を行い、期中において個別案件毎に月度の報告を行っております。

当社監査役、並びに関係会社監査役、コンプライアンス担当部門長は、監査役会の報告事項の審議の場を介し、四半期毎に情報共有並びに意見交換会を開催しており、当社内部統制の状況について、それぞれの職責に基づいたチェックを行っております。

また、当社は内部監査の実効性を確保するための取組として、コンプライアンス担当部門が代表取締役のみならず、監査役会に対しても直接報告を行う仕組みを採用しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

あかり監査法人

b. 継続監査期間

1年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 公認会計士 中田 啓

指定社員 業務執行社員 公認会計士 吉澤 誉彦

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、公認会計士試験合格者等1名、その他3名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、会計監査人の品質管理の状況、独立性及び専門性、監査体制が整備されていること、具体的な監査計画並びに監査報酬が合理的かつ妥当であることを確認し、監査実績などを踏まえた上で、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断しております。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合のほか、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、上述会計監査人の選定方針に掲げた基準の適否に加え、日頃の監査活動等を通じ、経営者・監査役・経理部門等とのコミュニケーション、グループ全体の監査、不正リスクへの対応等が適切に行われているかという観点で評価した結果、あかり監査法人は会計監査人として適格であると判断しております。

g. 監査法人の異動

当社の監査法人は以下のとおり異動しております。

第29期(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日) 太陽有限責任監査法人

第30期(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日) あかり監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりです。

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

あかり監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当該異動の年月日

2023年5月26日

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2018年3月29日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人は、2023年5月26日開催予定の第29回定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。現在の会計監査人につきましては、会計監査が適切かつ妥当に行われることを

確保する体制を十分に備えておりますが、新会計監査人としてあかり監査法人を起用することにより新たな視点での監査が期待でき、また、同法人の専門性、独立性、品質管理体制、監査費用等について総合的に勘案した結果、新たに会計監査人としてあかり監査法人を選任するものであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見
特段の意見はない旨の回答を得ております。
監査役会の意見
妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

| 区分 | 前連結会計年度 | | 当連結会計年度 | |
|-------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
| | 監査証明業務に基づく報酬(百万円) | 非監査業務に基づく報酬(百万円) | 監査証明業務に基づく報酬(百万円) | 非監査業務に基づく報酬(百万円) |
| 提出会社 | 45 | - | 34 | - |
| 連結子会社 | - | - | 9 | 3 |
| 計 | 45 | - | 43 | 3 |

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

| 区分 | 前連結会計年度 | | 当連結会計年度 | |
|-------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
| | 監査証明業務に基づく報酬(百万円) | 非監査業務に基づく報酬(百万円) | 監査証明業務に基づく報酬(百万円) | 非監査業務に基づく報酬(百万円) |
| 提出会社 | - | 7 | - | - |
| 連結子会社 | 2 | - | - | - |
| 計 | 2 | 7 | - | - |

(前連結会計年度)

当社及び連結子会社における非監査業務の内容は、会計・税務等に関する助言・指導等の業務であります。

(当連結会計年度)

連結子会社における非監査業務の内容は、財務内容の調査に係る業務であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等の監査報酬の額については、監査公認会計士等から提示された監査計画及び監査報酬見積資料に基づき、監査公認会計士等との必要かつ十分な協議を経て決定しております。

具体的には、監査計画で示された重点監査項目並びに連結対象会社の異動を含む企業集団の状況等の監査及びレビュー手続の実施範囲が、監査時間に適切に反映されていること等を確認するとともに、過年度における監査時間の計画実績比較等も含めこれらを総合的に勘案の上、監査報酬の額を決定しております。

なお、監査公認会計士等の独立性を担保する観点から、監査報酬の額の決定に際しては監査役会の同意を得ております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年2月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる基本方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、当該方針に従い当事業年度に係る会社業績等を踏まえて決定されていることから、当該方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、月額基本報酬及び半期ごとに支給される賞与により構成し、その額は、役職位、中長期的な企業価値向上に資する意欲及び会社業績等を踏まえて決定いたします。社外取締役の報酬は、独立した立場から経営を監督する役割を担うことから、月額基本報酬のみにより構成するものとしております。

取締役に対する報酬の具体的な額の決定については、取締役会の決議に基づき、代表取締役羽鳥裕介に対してその決定を委任し、各取締役の役職位、中長期的な企業価値向上に資する意欲及び会社業績等を踏まえて、当社第13回定時株主総会において決議された取締役の報酬の上限額である年額550百万円の範囲内で、各取締役の報酬額を決定しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。

監査役の報酬は、固定額の金銭報酬のみとし、株主総会の決議による報酬額の範囲内で、監査役の協議により各監査役の報酬額を決定しております。

当社の取締役の報酬等の限度額は、2007年5月23日開催の第13回定時株主総会において年額550百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬等の限度額は年額50百万円以内と決議しております。

提出日現在において、これらの支給枠に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役5名（うち、社外取締役2名）、監査役3名（うち、社外監査役2名）であります。

当社は独立社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会を設置しております。本委員会は、取締役会の諮問に応じ、社内取締役の選任及び解任、社内取締役の報酬に関する事項、その他取締役会が諮問した事項について審議し、報告を行います。

役員区分ごとの報酬の総額、報酬の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) | | | 対象となる 役員の員数 (人) |
|-------------------|-----------------|-----------------|-------------|------------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動 報酬等 | 非金銭 報酬等 | |
| 取締役 (社外取締役を除く) | 132 | 132 | - | - | 3 |
| 監査役 (社外監査役を除く) | 9 | 9 | - | - | 1 |
| 社外役員 | 25 | 25 | - | - | 4 |

役員ごとの連結報酬等の総額等

役員報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準の考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値変動や株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資を純投資目的の株式として区分し、それ以外の投資を純投資目的以外の株式として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a . 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、いわゆる政策保有株式は保有しておりません。なお、純投資目的以外の目的で株式を取得する場合には、当社事業に対し高いシナジー効果が期待されることについて具体的な検討を行った上で、取締役会にて決議を行うこととしております。また、保有した場合の議決権行使については、当該株式の価値向上を前提に判断いたします。

- b . 銘柄数及び貸借対照表計上額

| | 銘柄数 (銘柄) | 貸借対照表計上額の 合計額(百万円) |
|------------|-------------|-----------------------|
| 非上場株式 | 1 | 0 |
| 非上場株式以外の株式 | - | - |

- (当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

- (当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

- c . 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2023年3月1日から2024年2月29日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2023年3月1日から2024年2月29日まで）の財務諸表について、あかり監査法人による監査を受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第29期連結会計年度 太陽有限責任監査法人

第30期連結会計年度 あかり監査法人

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、改正等にも遺漏なく対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (2023年2月28日) | 当連結会計年度 (2024年2月29日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 37,473 | 30,548 |
| 受取手形及び売掛金 | 3,927 | 12,631 |
| 商品 | 84,432 | 85,994 |
| その他 | 6,173 | 5,606 |
| 貸倒引当金 | 528 | 498 |
| 流動資産合計 | 131,478 | 134,281 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物 | 41,306 | 47,376 |
| 減価償却累計額 | 3 16,873 | 3 18,611 |
| 建物及び構築物（純額） | 24,433 | 28,764 |
| 車両運搬具 | 236 | 2,214 |
| 減価償却累計額 | 148 | 186 |
| 車両運搬具（純額） | 88 | 2,027 |
| 工具、器具及び備品 | 5,077 | 5,735 |
| 減価償却累計額 | 3 3,362 | 3 3,734 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 1,715 | 2,000 |
| 土地 | 136 | 136 |
| 建設仮勘定 | 67 | 683 |
| その他 | - | 217 |
| 有形固定資産合計 | 26,441 | 33,829 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 1,300 | 1,249 |
| のれん | 86 | 78 |
| その他 | 2 | 2 |
| 無形固定資産合計 | 1,389 | 1,330 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 0 | 0 |
| 関係会社株式 | 1 29 | 1 29 |
| 長期貸付金 | 76 | 1,574 |
| 敷金及び保証金 | 5,045 | 5,514 |
| 建設協力金 | 3,955 | 3,537 |
| 繰延税金資産 | 4,435 | 3,471 |
| その他 | 449 | 464 |
| 貸倒引当金 | 6 | 2 |
| 投資その他の資産合計 | 13,984 | 14,589 |
| 固定資産合計 | 41,815 | 49,749 |
| 資産合計 | 173,293 | 184,031 |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (2023年2月28日) | 当連結会計年度 (2024年2月29日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 4,822 | 5,783 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 24,145 | 16,300 |
| 未払金 | 3,812 | 4,151 |
| 未払法人税等 | 864 | 2,556 |
| 契約負債 | 25,336 | 26,809 |
| 預り金 | 309 | 247 |
| 賞与引当金 | 897 | 1,046 |
| その他の引当金 | 342 | 48 |
| その他 | 3,635 | 6,384 |
| 流動負債合計 | 64,165 | 63,327 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 4 43,000 | 4 46,700 |
| 長期預り保証金 | 599 | 679 |
| 資産除去債務 | 2,643 | 3,085 |
| その他 | 183 | 308 |
| 固定負債合計 | 46,426 | 50,773 |
| 負債合計 | 110,591 | 114,101 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 4,157 | 4,157 |
| 資本剰余金 | 5,250 | 4,726 |
| 利益剰余金 | 56,738 | 64,093 |
| 自己株式 | 4,344 | 4,344 |
| 株主資本合計 | 61,801 | 68,631 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| 為替換算調整勘定 | 284 | 381 |
| その他の包括利益累計額合計 | 284 | 381 |
| 新株予約権 | 147 | 10 |
| 非支配株主持分 | 468 | 906 |
| 純資産合計 | 62,702 | 69,930 |
| 負債純資産合計 | 173,293 | 184,031 |

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日) | 当連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日) |
|---|--|--|
| 売上高 | 1 416,514 | 1 419,852 |
| 売上原価 | 2 341,964 | 2 346,519 |
| 売上総利益 | 74,549 | 73,333 |
| 販売費及び一般管理費 | 3 55,865 | 3 57,216 |
| 営業利益 | 18,684 | 16,117 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 107 | 189 |
| 補助金収入 | 26 | - |
| 貸倒引当金戻入額 | - | 14 |
| その他 | 67 | 59 |
| 営業外収益合計 | 202 | 264 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 571 | 350 |
| 為替差損 | 71 | 131 |
| 盗難損失 | 87 | 52 |
| その他 | 9 | 20 |
| 営業外費用合計 | 739 | 554 |
| 経常利益 | 18,146 | 15,826 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 4 54 | 4 14 |
| 関係会社株式売却益 | 795 | - |
| 子会社清算益 | 19 | - |
| 補助金収入 | 91 | 83 |
| その他 | 48 | 13 |
| 特別利益合計 | 1,008 | 110 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 5 222 | 5 76 |
| 減損損失 | 6 103 | 6 109 |
| 情報セキュリティ対策費 | - | 7 81 |
| その他 | 76 | 4 |
| 特別損失合計 | 402 | 273 |
| 税金等調整前当期純利益 | 18,752 | 15,664 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,859 | 3,344 |
| 法人税等調整額 | 1,621 | 964 |
| 法人税等合計 | 4,480 | 4,308 |
| 当期純利益 | 14,272 | 11,355 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失() | 67 | 87 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 14,205 | 11,442 |

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日) | 当連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日) |
|--------------|--|--|
| 当期純利益 | 14,272 | 11,355 |
| その他の包括利益 | | |
| 為替換算調整勘定 | 303 | 97 |
| その他の包括利益合計 | 303 | 97 |
| 包括利益 | 14,576 | 11,452 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る包括利益 | 14,321 | 11,540 |
| 非支配株主に係る包括利益 | 255 | 87 |

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2022年3月1日 至 2023年2月28日）

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|----------------------|-------|-------|--------|-------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 4,157 | 4,361 | 49,673 | 4,344 | 53,847 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | 5,288 | | 5,288 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 4,157 | 4,361 | 44,384 | 4,344 | 48,558 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | 1,857 | | 1,857 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 14,205 | | 14,205 |
| 自己株式の取得 | | | | 0 | 0 |
| 連結範囲の変動 | | 23 | 6 | | 29 |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | | 866 | | | 866 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | - |
| 当期変動額合計 | - | 889 | 12,354 | 0 | 13,243 |
| 当期末残高 | 4,157 | 5,250 | 56,738 | 4,344 | 61,801 |

| | その他の包括利益累計額 | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|----------------------|-------------|---------------|-------|---------|--------|
| | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 | | | |
| 当期首残高 | 168 | 168 | - | 1,693 | 55,709 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | 5,288 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 168 | 168 | - | 1,693 | 50,420 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | 1,857 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | 14,205 |
| 自己株式の取得 | | | | | 0 |
| 連結範囲の変動 | | | | | 29 |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | | | | | 866 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 115 | 115 | 147 | 1,224 | 961 |
| 当期変動額合計 | 115 | 115 | 147 | 1,224 | 12,281 |
| 当期末残高 | 284 | 284 | 147 | 468 | 62,702 |

当連結会計年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|----------------------|-------|-------|--------|-------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 4,157 | 5,250 | 56,738 | 4,344 | 61,801 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | 4,087 | | 4,087 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 11,442 | | 11,442 |
| 自己株式の取得 | | | | 0 | 0 |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | | 524 | | | 524 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | - |
| 当期変動額合計 | - | 524 | 7,355 | 0 | 6,830 |
| 当期末残高 | 4,157 | 4,726 | 64,093 | 4,344 | 68,631 |

| | その他の包括利益累計額 | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|----------------------|-------------|---------------|-------|---------|--------|
| | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 | | | |
| 当期首残高 | 284 | 284 | 147 | 468 | 62,702 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | 4,087 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | 11,442 |
| 自己株式の取得 | | | | | 0 |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | | | | | 524 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 97 | 97 | 137 | 437 | 397 |
| 当期変動額合計 | 97 | 97 | 137 | 437 | 7,227 |
| 当期末残高 | 381 | 381 | 10 | 906 | 69,930 |

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日) | 当連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日) |
|--------------------------|--|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前当期純利益 | 18,752 | 15,664 |
| 減価償却費 | 2,581 | 2,890 |
| のれん償却額 | 110 | 7 |
| 賞与引当金の増減額（は減少） | 1,067 | 148 |
| 貸倒引当金の増減額（は減少） | 197 | 34 |
| 商品保証引当金の増減額（は減少） | 884 | - |
| 受取利息及び受取配当金 | 107 | 189 |
| 株式報酬費用 | 143 | 137 |
| 支払利息 | 571 | 350 |
| 為替差損益（は益） | 576 | 99 |
| 補助金収入 | 91 | 83 |
| 固定資産除却損 | 222 | 76 |
| 関係会社株式売却損益（は益） | 795 | - |
| 減損損失 | 103 | 109 |
| 子会社清算損益（は益） | 19 | - |
| 情報セキュリティ対策費 | - | 81 |
| 売上債権の増減額（は増加） | 4,660 | 7,846 |
| 棚卸資産の増減額（は増加） | 24,349 | 3,559 |
| 未収消費税等の増減額（は増加） | 96 | - |
| 未収入金の増減額（は増加） | 708 | 52 |
| 未払消費税等の増減額（は減少） | 179 | 2,328 |
| 仕入債務の増減額（は減少） | 1,847 | 959 |
| 未払金の増減額（は減少） | 431 | 677 |
| 未払費用の増減額（は減少） | 431 | 298 |
| その他 | 3,009 | 61 |
| 小計 | 7,309 | 11,851 |
| 利息及び配当金の受取額 | 107 | 189 |
| 利息の支払額 | 571 | 341 |
| 法人税等の支払額 | 4,661 | 2,002 |
| 補助金の受取額 | 91 | 83 |
| 情報セキュリティ対策費の支払額 | - | 131 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 2,275 | 9,648 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | 5,441 | 7,507 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 85 | 35 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 402 | 701 |
| 資産除去債務の履行による支出 | 29 | 110 |
| 貸付けによる支出 | 2,910 | 736 |
| 貸付金の回収による収入 | 138 | 1,017 |
| 敷金及び保証金の差入による支出 | 834 | 630 |
| 敷金及び保証金の回収による収入 | 196 | 162 |
| 建設協力金の支払による支出 | 115 | 10 |
| 建設協力金の回収による収入 | 450 | 428 |
| 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入 | 2,859 | - |
| 子会社の清算による収入 | 119 | - |
| その他 | 21 | 312 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 166 | 8,367 |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日) | 当連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日) |
|-------------------------|--|--|
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 長期借入れによる収入 | - | 20,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | 10,169 | 24,145 |
| 自己株式の取得による支出 | 0 | 0 |
| 新株予約権の発行による収入 | 3 | - |
| 配当金の支払による支出 | 1,856 | 4,085 |
| 非支配株主からの払込みによる収入 | 1,387 | - |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 10,634 | 8,230 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 328 | 24 |
| 現金及び現金同等物の増減額（は減少） | 8,196 | 6,925 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 45,670 | 37,473 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 1 37,473 | 1 30,548 |

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 5社

Gulliver USA, Inc.
Gulliver East, Inc.
東京マイカー販売株式会社
株式会社IDOM CaaS Technology
株式会社IDOMビジネスサポート

(2) 非連結子会社名

V-Gulliver Co.,Ltd.
株式会社スマートコネク
IDOM Innovations Pty Ltd.他4社
株式会社FMG
FMG Tanzania Inc.Ltd.

(連結範囲から除いた理由)

非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金等(持分に見合う額)は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用している非連結子会社及び関連会社の数 0社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

V-Gulliver Co.,Ltd.
株式会社スマートコネク
IDOM Innovations Pty Ltd.他4社
株式会社FMG
FMG Tanzania Inc.Ltd.

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響がいずれも軽微であり、かつ重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日(2月末日)と異なる会社は以下のとおりであります。

(12月31日)

Gulliver USA, Inc.
Gulliver East, Inc.

連結財務諸表作成にあたっては、Gulliver USA, Inc.、Gulliver East, Inc.は決算日の差異が3ヶ月を超えないため、当該子会社の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

イ. その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

棚卸資産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）及び車両運搬具に含まれるレンタル車両並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

また、海外子会社は主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

車両運搬具 2～7年

工具、器具及び備品 2～15年

無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用

定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、一般消費者への小売を主要な販路として、中古車販売事業を行っております。また、これらに付帯する事業として、車の整備、板金業務等を行っております。

これらの取引について当社グループは、商品の販売については商品の引渡、サービス等についてはサービスの提供という履行義務を負っております。履行義務を充足する通常の時点については、商品の販売については商品の引渡時点に、サービス等についてはサービス等の提供完了時において顧客が当該商品およびサービス等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品の引渡時点又はサービス等の提供完了時に収益を認識しております。

また、商品の販売については、収益は顧客との契約において約束された対価から返品および返品されると見込まれる相当額、値引きおよび割戻し等を控除した金額で測定しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部の為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...長期借入金及び利息

ヘッジ方針

当社の内規である「デリバティブ取引規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の適用要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

20年以内のその効果が及ぶ期間にわたり、定額法により償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

| | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 |
|--------|-----------|-----------|
| 有形固定資産 | 26,441百万円 | 33,829百万円 |
| 減損損失 | 103百万円 | 109百万円 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当社グループは、店舗の減損の兆候を把握するにあたり、資産のグルーピングを店舗単位で行っており、各店舗の営業損益が継続してマイナスとなる場合等に、減損の兆候があると判断しております。

減損の兆候があると判断された店舗について、当該店舗から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額の比較により、減損損失の認識の要否を判定しております。

減損損失の認識が必要と判定された店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローは、店舗ごとに作成された事業計画を基にしております。当該事業計画の主要な仮定は、中古車の販売台数、粗利単価、人件費、広告宣伝費等であり、各店舗の過去実績に基づき、市場環境・業界動向を考慮して策定しております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来キャッシュ・フローの算定にあたっては、決算時点で入手可能な情報等に基づき合理的に判断しておりますが、経営環境の変化等により今後著しく収益性が低下し、見積りが大きく相違した場合、翌連結会計年度の連結財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

(関係会社に対する投融資の評価)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

| | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 |
|--------------|---------|----------|
| 関係会社株式 | 29百万円 | 29百万円 |
| 長期貸付金 | 76百万円 | 1,574百万円 |
| (うち、関係会社貸付金) | 72百万円 | 1,573百万円 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

市場価格のない関係会社株式については、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合には減損処理の必要性を検討し、実行可能で合理的な事業計画等に基づき回復可能性を考慮して、減損処理、あるいは投資損失引当金等の計上の要否を検討しております。

また、関係会社貸付金については、事業計画等に基づく債務弁済能力を評価して、貸倒引当金の計上の要否を検討しております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

投融資先の取得可能な財務情報、事業計画、事業環境等を基礎として回復可能性を見積っております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来の不確実な経済環境の変化により事業が想定通りに推移せず、回復可能性に関する見積りの仮定が変化した場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において損失を計上する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを定めるものです。

(2) 適用予定日

2026年2月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (2023年2月28日) | 当連結会計年度 (2024年2月29日) |
|--------|-------------------------|-------------------------|
| 関係会社株式 | 29百万円 | 29百万円 |

2. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

効率的に運転資金を確保するため取引銀行6行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (2023年2月28日) | 当連結会計年度 (2024年2月29日) |
|-----------------------|-------------------------|-------------------------|
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 26,000百万円 | 26,000百万円 |
| 借入実行残高 | - | - |
| 差引額 | 26,000 | 26,000 |

3. 有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

4. シンジケートローン契約

長期借入金のうち12,000百万円(2017年3月15日付シンジケートローン契約)には、以下の財務制限条項が付されております。

2018年2月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

2018年2月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

長期借入金のうち11,450百万円(2019年3月18日付シンジケートローン契約)には、以下の財務制限条項が付されております。

借入人は、本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上に維持することを確約する。

借入人は、本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期に係る借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して経常損失を計上しないことを確約する。

長期借入金のうち5,000百万円(2019年8月15日付シンジケートローン契約)には、以下の財務制限条項が付されております。

2020年2月期以降、各決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持していること。

2020年2月期以降の各決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失となっていないこと。

長期借入金のうち6,550百万円(2019年9月19日付シンジケートローン契約)には、以下の財務制限条項が付されております。

2020年2月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を、直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

2020年2月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続の2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2021年2月決算期及びその直前の期の決算を対象として行われる。

(連結損益計算書関係)

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2. 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

| 前連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日) | 当連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日) |
|--|--|
| 1,086百万円 | 651百万円 |

3. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日) | 当連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日) |
|----------|--|--|
| 広告宣伝費 | 7,756百万円 | 8,555百万円 |
| 業務委託料 | 2,576 | 2,990 |
| 給料手当 | 16,692 | 15,271 |
| 賞与 | 3,001 | 3,915 |
| 賞与引当金繰入額 | 516 | 711 |
| 減価償却費 | 2,581 | 2,494 |
| 地代家賃 | 9,965 | 10,820 |

4. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日) | 当連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日) |
|---------|--|--|
| 建物及び構築物 | 54百万円 | 0百万円 |
| 車両運搬具 | - | 13 |
| 計 | 54 | 14 |

5. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日) | 当連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日) |
|-----------|--|--|
| 建物及び構築物 | 203百万円 | 46百万円 |
| 工具、器具及び備品 | 6 | 9 |
| ソフトウェア | 12 | 19 |
| その他 | 0 | 0 |
| 計 | 222 | 76 |

6. 当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

| 用途 | 種類 | 場所 | 減損損失(百万円) |
|------|-----------|--------|-----------|
| 営業店舗 | 建物及び構築物 | 東北地方ほか | 102 |
| | 工具、器具及び備品 | 東北地方 | 0 |
| 合計 | | | 103 |

当社グループは、原則として事業用資産のグルーピングを店舗単位で行っております。当連結会計年度において、収益性の低下した店舗資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

当連結会計年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

| 用途 | 種類 | 場所 | 減損損失（百万円） |
|------|-----------|--------|-----------|
| 営業店舗 | 建物及び構築物 | 東北地方ほか | 109 |
| | 工具、器具及び備品 | 東北地方ほか | 0 |
| 合計 | | | 109 |

当社グループは、原則として事業用資産のグルーピングを店舗単位で行っております。当連結会計年度において、収益性の低下した店舗資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、資産に係る回収可能価額は使用価値をゼロとして算定しています。

7. 情報セキュリティ対策費

2023年3月に発生しました、当社サーバーに対する第三者による不正アクセスに対する調査、復旧作業、セキュリティ強化のためのコンサルティング及びお問い合わせ窓口設置等に係る費用を計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

| | 前連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日) | 当連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日) |
|------------|--|--|
| 為替換算調整勘定： | | |
| 当期発生額 | 1,124百万円 | 97百万円 |
| 組替調整額 | 820 | - |
| 為替換算調整勘定 | 303 | 97 |
| その他の包括利益合計 | 303 | 97 |

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当連結会計年度期首株式数(千株) | 当連結会計年度増加株式数(千株) | 当連結会計年度減少株式数(千株) | 当連結会計年度末株式数(千株) |
|---------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 106,888 | - | - | 106,888 |
| 合計 | 106,888 | - | - | 106,888 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式(注) | 6,480 | 0 | - | 6,480 |
| 合計 | 6,480 | 0 | - | 6,480 |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加0千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当連結会計年度末残高(百万円) |
|-------|------------------------|------------------|--------------------|-----------|-----------|----------|-----------------|
| | | | 当連結会計年度期首 | 当連結会計年度増加 | 当連結会計年度減少 | 当連結会計年度末 | |
| 提出会社 | 第9回ストック・オプションとしての新株予約権 | - | - | - | - | - | 147 |
| 連結子会社 | 第1回ストック・オプションとしての新株予約権 | - | - | - | - | - | 0 |
| 連結子会社 | 第2回ストック・オプションとしての新株予約権 | - | - | - | - | - | 0 |
| | 合計 | - | - | - | - | - | 147 |

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------------|-------------|------------|------------|
| 2022年5月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 230 | 2.30 | 2022年2月28日 | 2022年5月30日 |
| 2022年10月14日 取締役会 | 普通株式 | 1,626 | 16.20 | 2022年8月31日 | 2022年11月7日 |

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額(百万円) | 配当の原資 | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------------|-------|-------------|------------|------------|
| 2023年5月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 2,640 | 利益剰余金 | 26.30 | 2023年2月28日 | 2023年5月29日 |

当連結会計年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当連結会計年度期首株式数（千株） | 当連結会計年度増加株式数（千株） | 当連結会計年度減少株式数（千株） | 当連結会計年度末株式数（千株） |
|---------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 106,888 | - | - | 106,888 |
| 合計 | 106,888 | - | - | 106,888 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式（注） | 6,480 | 0 | - | 6,480 |
| 合計 | 6,480 | 0 | - | 6,480 |

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加0千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数（株） | | | | 当連結会計年度末残高（百万円） |
|-------|------------------------|------------------|--------------------|-----------|-----------|----------|-----------------|
| | | | 当連結会計年度期首 | 当連結会計年度増加 | 当連結会計年度減少 | 当連結会計年度末 | |
| 提出会社 | 第9回ストック・オプションとしての新株予約権 | - | - | - | - | - | 9 |
| 連結子会社 | 第1回ストック・オプションとしての新株予約権 | - | - | - | - | - | 0 |
| 連結子会社 | 第2回ストック・オプションとしての新株予約権 | - | - | - | - | - | 0 |
| | 合計 | - | - | - | - | - | 10 |

（注）提出会社の第9回新株予約権、連結子会社の第1回及び第2回新株予約権については、権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| （決議） | 株式の種類 | 配当金の総額（百万円） | 1株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------------|-------------|------------|------------|
| 2023年5月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 2,640 | 26.30 | 2023年2月28日 | 2023年5月29日 |
| 2023年10月13日 取締役会 | 普通株式 | 1,446 | 14.41 | 2023年8月31日 | 2023年11月7日 |

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| （決議） | 株式の種類 | 配当金の総額（百万円） | 配当の原資 | 1株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------------|-------|-------------|------------|------------|
| 2024年5月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,986 | 利益剰余金 | 19.78 | 2024年2月29日 | 2024年5月29日 |

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | 前連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日) | 当連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日) |
|------------------|--|--|
| 現金及び預金勘定 | 37,473百万円 | 30,548百万円 |
| 預入期間が3か月を超える定期預金 | - | - |
| 現金及び現金同等物 | 37,473 | 30,548 |

2. 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

当社の連結子会社であったIDOM Automotive Group Pty Ltd.及びGulliver Australia Pty Ltd.は、株式譲渡により連結会計年度より連結の範囲から除外しております。連結除外時の資産及び負債の内訳は次のとおりです。また、株式の売却価格につきましては、譲渡先の意向により非開示とさせていただきます。

| | | |
|------|--------|-----|
| 流動資産 | 33,575 | 百万円 |
| 固定資産 | 12,414 | 百万円 |
| 資産合計 | 45,990 | 百万円 |
| 流動負債 | 27,951 | 百万円 |
| 固定負債 | 7,704 | 百万円 |
| 負債合計 | 35,656 | 百万円 |

当連結会計年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

該当事項はありません。

3. 重要な非資金取引の内容

新たに計上した重要な資産除去債務の額

| | 前連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日) | 当連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日) |
|-----------|--|--|
| 資産除去債務増加高 | 527百万円 | 489百万円 |

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借主側)

(単位:百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日) | 当連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日) |
|-----|--|--|
| 1年内 | 830 | 1,018 |
| 1年超 | 4,497 | 6,294 |
| 合計 | 5,328 | 7,312 |

(貸主側)

(単位:百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日) | 当連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日) |
|-----|--|--|
| 1年内 | 275 | 735 |
| 1年超 | 705 | 4,171 |
| 合計 | 980 | 4,907 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等の各種リスクを十分考慮した上で元本の安全性及び資金の効率的活用を取組方針としております。また、資金調達についてはその時々々の経済環境等の要因を勘案し、直接金融や間接金融等の調達手段の中で最適と考えられる調達手段を選択していくことを取組方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として受取手形及び売掛金、敷金及び保証金、建設協力金であります。

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

敷金及び保証金、建設協力金は、主に店舗賃貸借契約に係る敷金及び協力金であり、賃貸人の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の債権管理規程に従い、賃貸人ごとの残高管理を行うとともに、主な賃貸人の信用状況を把握する体制としております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが一年以内の支払期日であります。借入金の用途は運転資金及び設備投資資金であり、一部の借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施しております。なお、デリバティブはデリバティブ取引規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループでは、各社にて制定したリスク管理に関する諸規定において、具体的な各種リスクの管理方法や管理体制等を定めております。

信用リスクの管理

当社グループは、営業債権について、債権管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。

デリバティブ取引については、取引の契約先は国際的に優良な金融機関に限定しており、契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。

市場リスクの管理

当社グループは、借入金の金利変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、リスク管理のための事務取扱手続を制定し、取引実施部署において厳正な管理を行い、内部牽制機能が有効に作用する体制をとっております。

流動性リスクの管理

当社グループは、資金調達手段の多様化、複数の金融機関からの当座貸越枠の取得、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び重要性の乏しいものは、次表には含まれておりません（注）2. 参照）。

また、「現金及び預金」、「買掛金」及び「未払金」は、現金であること、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似していることから記載を省略しております。

前連結会計年度（2023年2月28日）

| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|---------------------------------|---------------------|---------|---------|
| (1) 受取手形及び売掛金 | 3,927 | 3,927 | - |
| (2) 敷金及び保証金 | 5,045 | 4,724 | 320 |
| (3) 建設協力金 | 3,955 | 3,938 | 17 |
| 資産計 | 12,928 | 12,590 | 338 |
| (4) 長期借入金（一年内返済予定を含む） | 67,145 | 67,066 | 78 |
| 負債計 | 67,145 | 67,066 | 78 |
| デリバティブ取引（ ） ヘッジ会計が適用されていないもの | (3) | (3) | - |
| デリバティブ取引計 | (3) | (3) | - |

（ ）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

当連結会計年度（2024年2月29日）

| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|---------------------------------|---------------------|---------|---------|
| (1) 受取手形及び売掛金 | 12,631 | 12,599 | 31 |
| (2) 敷金及び保証金 | 5,514 | 5,157 | 357 |
| (3) 建設協力金 | 3,537 | 3,329 | 207 |
| 資産計 | 21,683 | 21,086 | 596 |
| (4) 長期借入金（一年内返済予定を含む） | 63,000 | 62,835 | 164 |
| 負債計 | 63,000 | 62,835 | 164 |
| デリバティブ取引（ ） ヘッジ会計が適用されていないもの | (3) | (3) | - |
| デリバティブ取引計 | (3) | (3) | - |

（ ）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 受取手形及び売掛金、(2) 敷金及び保証金、(3) 建設協力金

これらの時価の算定については、一定期間ごとに分類し、その将来のキャッシュ・フローを国債利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(4) 長期借入金

借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) 2. 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

| 区分 | 前連結会計年度 (2023年2月28日) | 当連結会計年度 (2024年2月29日) |
|--------|-------------------------|-------------------------|
| 非上場株式 | 0 | 0 |
| 関係会社株式 | 29 | 29 |

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2023年2月28日)

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 5年以内 (百万円) | 5年超 10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|-----------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| 受取手形及び売掛金 | 3,927 | - | - | - |
| 敷金及び保証金 | 1,396 | 744 | 350 | 2,552 |
| 建設協力金 | 433 | 1,400 | 1,219 | 902 |
| 合計 | 5,757 | 2,145 | 1,569 | 3,455 |

当連結会計年度(2024年2月29日)

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 5年以内 (百万円) | 5年超 10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|-----------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| 受取手形及び売掛金 | 7,249 | 5,382 | - | - |
| 敷金及び保証金 | 2,057 | 619 | 455 | 2,381 |
| 建設協力金 | 432 | 1,327 | 1,231 | 547 |
| 合計 | 9,738 | 7,328 | 1,686 | 2,928 |

(注) 4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2023年2月28日)

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 2年以内 (百万円) | 2年超 3年以内 (百万円) | 3年超 4年以内 (百万円) | 4年超 5年以内 (百万円) | 5年超 (百万円) |
|-------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|
| 長期借入金 | 24,145 | 16,300 | 6,550 | 8,150 | 12,000 | - |
| 合計 | 24,145 | 16,300 | 6,550 | 8,150 | 12,000 | - |

当連結会計年度(2024年2月29日)

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 2年以内 (百万円) | 2年超 3年以内 (百万円) | 3年超 4年以内 (百万円) | 4年超 5年以内 (百万円) | 5年超 (百万円) |
|-------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|
| 長期借入金 | 16,300 | 6,550 | 8,150 | 12,000 | 15,000 | 5,000 |
| 合計 | 16,300 | 6,550 | 8,150 | 12,000 | 15,000 | 5,000 |

() 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 5. 当座貸越契約については、注記事項「(連結貸借対照表関係) 2. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約」に記載しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数利用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
前連結会計年度(2023年2月28日)

| 区分 | 時価(百万円) | | | |
|----------|---------|------|------|-----|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| デリバティブ取引 | - | (3) | - | (3) |

当連結会計年度(2024年2月29日)

| 区分 | 時価(百万円) | | | |
|----------|---------|------|------|-----|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| デリバティブ取引 | - | (3) | - | (3) |

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度(2023年2月28日)

| 区分 | 時価(百万円) | | | |
|-------------------|---------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 受取手形及び売掛金 | - | 3,927 | - | 3,927 |
| 敷金及び保証金 | - | 4,724 | - | 4,724 |
| 建設協力金 | - | 3,938 | - | 3,938 |
| 資産計 | - | 12,590 | - | 12,590 |
| 長期借入金(一年内返済予定を含む) | - | 67,066 | - | 67,066 |
| 負債計 | - | 67,066 | - | 67,066 |

当連結会計年度(2024年2月29日)

| 区分 | 時価(百万円) | | | |
|-------------------|---------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 受取手形及び売掛金 | - | 12,599 | - | 12,599 |
| 敷金及び保証金 | - | 5,157 | - | 5,157 |
| 建設協力金 | - | 3,329 | - | 3,329 |
| 資産計 | - | 21,086 | - | 21,086 |
| 長期借入金(一年内返済予定を含む) | - | 62,835 | - | 62,835 |
| 負債計 | - | 62,835 | - | 62,835 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

受取手形及び売掛金、敷金及び保証金、建設協力金

これらの時価の算定については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り
等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引
いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金
は、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計
額を用いて算定しております。

デリバティブ取引

通貨関連取引は、取引先金融機関から入手した時価評価により算出しており観察可能なインプットを用い
ているため、その時価をレベル2の時価に分類しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッ
ジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含
めて記載しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2023年2月28日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額0百万円)は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

当連結会計年度(2024年2月29日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額0百万円)は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当連結会計年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度(2023年2月28日)

| 区分 | 取引の種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-----------|--------------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 売建 | | | | |
| | 豪ドル | 2,926 | - | 3 | 3 |
| 合計 | | 2,926 | - | 3 | 3 |

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(2024年2月29日)

| 区分 | 取引の種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-----------|--------------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 売建 | | | | |
| | 豪ドル | 2,803 | - | 3 | 3 |
| 合計 | | 2,803 | - | 3 | 3 |

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度(2023年2月28日)

| ヘッジ会計の方法 | 取引の種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超 (百万円) | 時価 (百万円) |
|-----------------|-----------------------|---------|---------------|-------------------------|-------------|
| 金利スワップの特例 処理 | 金利スワップ取引 変動受取・固定支払 | 長期借入金 | 6,550 | 6,550 | (注) |

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2024年2月29日)

| ヘッジ会計の方法 | 取引の種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超 (百万円) | 時価 (百万円) |
|-----------------|-----------------------|---------|---------------|-------------------------|-------------|
| 金利スワップの特例 処理 | 金利スワップ取引 変動受取・固定支払 | 長期借入金 | 6,550 | 6,550 | (注) |

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、2009年9月より確定拠出型退職給付制度として確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

| | 前連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日) | 当連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日) |
|------------------|--|--|
| 確定拠出型退職給付制度に係る費用 | 76百万円 | 79百万円 |

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

| | 前連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日) | 当連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日) |
|------------|--|--|
| 販売費及び一般管理費 | 143 | 137 |

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| 会社名 | 提出会社 | 連結子会社 (株式会社IDOM CaaS Technology) | 連結子会社 (株式会社IDOM CaaS Technology) |
|--------------------------|-------------------------|--|--|
| 種類 | 第9回 新株予約権 | 第1回 新株予約権 | 第2回 新株予約権 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 受託者 コタエル信託株式会社 (注) 1 | 受託者 コタエル信託株式会社 (注) 1 | 当社子会社の取締役 1名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注) 2 | 普通株式 3,400,000株 | 普通株式 151,000株 | 普通株式 64,800株 |
| 付与日 | 2022年11月7日 | 2022年10月4日 | 2022年10月4日 |

| 会社名 | 提出会社 | 連結子会社 (株式会社IDOM CaaS Technology) | 連結子会社 (株式会社IDOM CaaS Technology) |
|--------|---|---|--|
| 種類 | 第9回 新株予約権 | 第1回 新株予約権 | 第2回 新株予約権 |
| 権利確定条件 | <p>新株予約権者は、2025年2月期または2026年2月期のいずれかの事業年度に係る有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書の営業利益が300億円を超過している場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、上記における営業利益の判定に際しては、決算期の変更、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めることができるものとする。</p> <p>新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> | <p>新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所における株式公開市場（特定取引所金融商品市場を除く）に上場された場合に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権者は、2024年2月期下期から2029年2月期上期までの計10半期における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）において、いずれかの半期の売上高が、1,700百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。ただし、当社取締役会が認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役もしくは従業員または顧問もしくは業務委託契約先の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合には、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> | <p>新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、当社の普通株式が金融商品取引所における株式公開市場（特定取引所金融商品市場を除く）に上場された場合に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権者は、2024年2月期下期から2029年2月期上期までの計10半期における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）において、いずれかの半期の売上高が、1,700百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、運用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。ただし、当社取締役会が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定する関係会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合、または新株予約権者が当社もしくは当社関係会社の都合により、2031年3月1日より前に当社の取締役を辞任した場合（疑義を避けるために記せば、辞任が新株予約権者の自己都合による場合や新株予約権者のコンプライアンス違反を契機にした場合など新株予約権者に原因がある場合はこれに該当しない。）は、この限りではない。</p> |

| 会社名 | 提出会社 | 連結子会社 (株式会社IDOM CaaS Technology) | 連結子会社 (株式会社IDOM CaaS Technology) |
|--------|-----------------------------|--|--|
| 種類 | 第9回 新株予約権 | 第1回 新株予約権 | 第2回 新株予約権 |
| | | | 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 対象勤務期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 自 2025年6月1日 至 2031年5月31日 | 自 2024年10月4日 至 2032年10月3日 | 自 2024年10月4日 至 2032年10月3日 |

(注) 1 本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時時点の役員等のうち受益者として指定されたものに交付されます。
2 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2024年2月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| 会社名 | 提出会社 | 連結子会社 (株式会社IDOM CaaS Technology) | 連結子会社 (株式会社IDOM CaaS Technology) |
|-----------|-----------|--|--|
| 種類 | 第9回 新株予約権 | 第1回 新株予約権 | 第2回 新株予約権 |
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前連結会計年度末 | 3,400,000 | 151,000 | 64,800 |
| 付与 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 未確定残 | 3,400,000 | 151,000 | 64,800 |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前連結会計年度末 | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 権利行使 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 未行使残 | - | - | - |

単価情報

| 会社名 | 提出会社 | 連結子会社 (株式会社IDOM CaaS Technology) | 連結子会社 (株式会社IDOM CaaS Technology) |
|--------------------|-----------|--|--|
| 種類 | 第9回 新株予約権 | 第1回 新株予約権 | 第2回 新株予約権 |
| 権利行使価格 (円) | 744 | 2,810 | 2,810 |
| 行使時平均株価 (円) | - | - | - |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | 296 | 10 | 100 |

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はございません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。なお、第9回新株予約権については、権利確定条件を考慮し、権利不確定による失効数を見積もっております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前連結会計年度 (2023年 2月28日) | 当連結会計年度 (2024年 2月29日) |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 税務上の繰越欠損金 (注) 2 | 67百万円 | 156百万円 |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 266 | 265 |
| 賞与引当金損金算入限度超過額 | 280 | 320 |
| 役員退職慰労引当金損金不算入額 | 56 | 56 |
| 契約負債 | 1,820 | 972 |
| 商品評価損否認額 | 332 | 182 |
| 未払事業税否認額 | 79 | 191 |
| 固定資産除却損否認額 | 58 | 45 |
| 関係会社株式評価損 | 399 | 399 |
| 資産除去債務 | 797 | 932 |
| 減損損失 | 658 | 648 |
| その他 | 605 | 470 |
| 繰延税金資産小計 | 5,423 | 4,641 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2 | 67 | 149 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | 448 | 422 |
| 評価性引当額小計 (注) 1 | 516 | 572 |
| 繰延税金資産合計 | 4,907 | 4,068 |
| 繰延税金負債 | | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 472 | 597 |
| 繰延税金負債合計 | 472 | 597 |
| 繰延税金資産の純額 | 4,435 | 3,471 |

(注) 1 . 評価性引当額が56百万円増加しております。これは主に、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加によるものです。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2023年 2月28日)

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 2年以内 (百万円) | 2年超 3年以内 (百万円) | 3年超 4年以内 (百万円) | 4年超 5年以内 (百万円) | 5年超 (百万円) | 合計 (百万円) |
|-------------------|-----------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|----------------|---------------|
| 税務上の繰越欠 損金 () | - | - | - | - | - | 67 | 67 |
| 評価性引当額 | - | - | - | - | - | 67 | 67 |
| 繰延税金資産 | - | - | - | - | - | - | - |

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度（2024年2月29日）

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 2年以内 (百万円) | 2年超 3年以内 (百万円) | 3年超 4年以内 (百万円) | 4年超 5年以内 (百万円) | 5年超 (百万円) | 合計 (百万円) |
|--------------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|-------------|
| 税務上の繰越欠損金() | - | - | - | - | - | 156 | 156 |
| 評価性引当額 | - | - | - | - | - | 149 | 149 |
| 繰延税金資産 | - | - | - | - | - | 6 | 6 |

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前連結会計年度 (2023年2月28日) | 当連結会計年度 (2024年2月29日) |
|--------------------|-------------------------|-------------------------|
| 法定実効税率 (調整) | 30.6% | 30.6% |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.1 | 0.2 |
| 税額控除 | 0.5 | 3.8 |
| 住民税均等割 | 0.9 | 1.1 |
| 評価性引当額の増減 | 11.1 | 0.6 |
| のれん償却額 | 0.2 | 0.0 |
| 繰越欠損金 | 0.1 | - |
| 関係会社株式売却損益の連結修正 | 3.4 | - |
| その他 | 0.2 | 1.3 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 23.9 | 27.5 |

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を建物等の耐用年数と同様として見積り、割引率は耐用年数等に応じた年数の国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

| | 前連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日) | 当連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日) |
|-----------------|--|--|
| 期首残高 | 2,236百万円 | 2,643百万円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 404 | 489 |
| 時の経過による調整額 | 34 | 33 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | 29 | 110 |
| その他増減額(は減少) | 2 | 28 |
| 期末残高 | 2,643 | 3,085 |

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

| | 日本 | 豪州 | その他 (注)1 | 合計 |
|---------------|---------|--------|-------------|---------|
| 車両売上 | 337,289 | 38,579 | 2,396 | 378,265 |
| 整備売上 | 8,674 | 4,305 | - | 12,980 |
| 手数料売上 | 16,227 | 898 | - | 17,125 |
| その他売上 | 5,672 | 823 | - | 6,496 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 367,864 | 44,607 | 2,396 | 414,868 |
| その他の収益(注)2 | 1,646 | - | - | 1,646 |
| 外部顧客への売上高 | 369,510 | 44,607 | 2,396 | 416,514 |

(注)1. 「その他」の区分には、米国の事業を含んでおります。

2. 「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準(企業会計基準第13号)」に基づく収益であります。

当連結会計年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

| | 日本 | その他 (注)1 | 合計 |
|---------------|---------|-------------|---------|
| 車両売上 | 377,642 | 2,820 | 380,463 |
| 整備売上 | 12,518 | - | 12,518 |
| 手数料売上 | 15,078 | - | 15,078 |
| その他売上 | 8,856 | - | 8,856 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 414,095 | 2,820 | 416,916 |
| その他の収益(注)2 | 2,936 | - | 2,936 |
| 外部顧客への売上高 | 417,031 | 2,820 | 419,852 |

(注)1. 「その他」の区分には、米国の事業を含んでおります。

2. 「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準(企業会計基準第13号)」に基づく収益であります。

3. 豪州セグメントについては、前連結会計年度において、豪州子会社の株式譲渡が完了したことにより、連結の範囲から除外しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 |
|---------------|---------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 3,927 | 12,631 |
| 契約負債 | 25,336 | 26,809 |

(注)契約負債は、車両販売に係る顧客からの前受金および顧客へ販売した商品に対する補償等のサービスの提供に関連するものであります。

車両販売においては、契約締結時に全額收受しており、商品の引渡時点で契約負債は全額取り崩されます。

また、サービスの提供の主な取引としては、主要機構に係る最大10年間の修理交換保証等、点検・オイル交換等の2年～3年間の車のメンテナンスサービス等であります。これらメンテナンスサービス等の取引について当社グループは、一時点でのサービスの提供や、一定期間での修理保証の提供という履行義務を負っております。履行義務を充足する通常の時点については、一時点でのサービスの提供という履行義務については各種サービス提供時点で、一定期間での修理保証の提供という履行義務については保証契約期間にわたり定額で収益を認識しており、契約負債はその時点で取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、19,920百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

| | 前連結会計年度 2023年2月28日 | 当連結会計年度 2024年2月29日 |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 1年以内 | 18,070 | 16,831 |
| 1年超 | 7,266 | 9,978 |

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主として中古車販売事業、新車販売事業及びこれらの付帯事業を行っております。また、現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは地域別のセグメントから構成されており、「日本」、「豪州」、「その他」の3つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益の数値であります。

セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

(単位:百万円)

| | 報告セグメント | | | | 調整額 (注)2、3 | 合計 |
|------------------------|---------|--------|-------------|---------|---------------|---------|
| | 日本 | 豪州 | その他 (注)1 | 計 | | |
| 売上高 | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 369,510 | 44,607 | 2,396 | 416,514 | - | 416,514 |
| セグメント間の内部売上高 又は振替高 | - | - | - | - | - | - |
| 計 | 369,510 | 44,607 | 2,396 | 416,514 | - | 416,514 |
| セグメント利益 | 17,428 | 1,284 | 71 | 18,783 | 99 | 18,684 |
| セグメント資産 | 172,497 | - | 1,353 | 173,850 | 556 | 173,293 |
| その他の項目 | | | | | | |
| 減価償却費 | 2,448 | 122 | 10 | 2,581 | - | 2,581 |
| のれん償却額 | - | - | - | - | 110 | 110 |
| 減損損失 | 103 | - | - | 103 | - | 103 |
| 有形固定資産及び無形固定 資産の増加額 | 5,573 | 266 | 3 | 5,843 | - | 5,843 |

(注)1. 「その他」の区分には、米国の事業を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 99百万円には、セグメント間取引消去11百万円及びのれん償却額 110百万円が含まれております。

3. セグメント資産の調整額 556百万円には、セグメント間取引消去 643百万円及びのれんの調整額86百万円が含まれております。

4. セグメント利益及びセグメント資産は、それぞれ連結財務諸表の営業利益及び資産合計と調整を行っております。

5. 減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、それぞれ長期前払費用の償却額及び増加額が含まれております。

当連結会計年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

（単位：百万円）

| | 報告セグメント | | | 調整額 (注) 2、3 | 合計 |
|------------------------|---------|--------------|---------|----------------|---------|
| | 日本 | その他 (注) 1 | 計 | | |
| 売上高 | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 417,031 | 2,820 | 419,852 | - | 419,852 |
| セグメント間の内部売上高 又は振替高 | - | - | - | - | - |
| 計 | 417,031 | 2,820 | 419,852 | - | 419,852 |
| セグメント利益 | 16,076 | 43 | 16,120 | 3 | 16,117 |
| セグメント資産 | 182,982 | 1,731 | 184,714 | 682 | 184,031 |
| その他の項目 | | | | | |
| 減価償却費 | 2,878 | 11 | 2,890 | - | 2,890 |
| のれん償却額 | - | - | - | 7 | 7 |
| 減損損失 | 109 | - | 109 | - | 109 |
| 有形固定資産及び無形固定 資産の増加額 | 8,205 | 4 | 8,209 | - | 8,209 |

(注) 1. 「その他」の区分には、米国の事業を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 3百万円には、セグメント間取引消去4百万円及びのれん償却額 7百万円が含まれております。
3. セグメント資産の調整額 682百万円には、セグメント間取引消去 761百万円及びのれんの調整額78百万円が含まれております。
4. セグメント利益及びセグメント資産は、それぞれ連結財務諸表の営業利益及び資産合計と調整を行っております。
5. 減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、それぞれ長期前払費用の償却額及び増加額が含まれております。
6. 豪州セグメントについては、前連結会計年度において、豪州子会社の株式譲渡が完了したことにより、連結の範囲から除外しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2022年3月1日 至 2023年2月28日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

地域ごとの情報は、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

| 顧客の名称又は氏名 | 売上高 | 関連するセグメント名 |
|---------------|-----------|------------|
| 株式会社 ユー・エス・エス | 66,320百万円 | 日本 |

当連結会計年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

地域ごとの情報は、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

| 顧客の名称又は氏名 | 売上高 | 関連するセグメント名 |
|---------------|-----------|------------|
| 株式会社 ユー・エス・エス | 63,984百万円 | 日本 |

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年3月1日 至 2023年2月28日）

（単位：百万円）

| | 日本 | 豪州 | その他 | 全社・消去 | 合計 |
|------|-----|----|-----|-------|-----|
| 減損損失 | 103 | - | - | - | 103 |

当連結会計年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

（単位：百万円）

| | 日本 | その他 | 全社・消去 | 合計 |
|------|-----|-----|-------|-----|
| 減損損失 | 109 | - | - | 109 |

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年3月1日 至 2023年2月28日）

（単位：百万円）

| | 日本 | 豪州 | その他 | 全社・消去 | 合計 |
|-------|----|----|-----|-------|-----|
| 当期償却額 | - | - | - | 110 | 110 |
| 当期末残高 | - | - | - | 86 | 86 |

当連結会計年度において、豪州の連結子会社の全株式を譲渡したことに伴い、計28社を連結範囲から除外しております。当該事象におけるのれんの減少額は5,900百万円であります。

当連結会計年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

（単位：百万円）

| | 日本 | その他 | 全社・消去 | 合計 |
|-------|----|-----|-------|----|
| 当期償却額 | - | - | 7 | 7 |
| 当期末残高 | - | - | 78 | 78 |

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自2022年3月1日 至2023年2月28日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2023年3月1日 至2024年2月29日）

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自2022年3月1日 至2023年2月28日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2023年3月1日 至2024年2月29日）

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の所有 (被所有)割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|----------------|----------------|-----|-----------------------|----------------|---------------------------|----------------|-----------------|---------------|----|---------------|
| 役員 の 近親者 | 羽鳥 兼市 | - | - | 役員 の 近親者 | (被所有) 直接 1.0 | 役員 の 近親者 | 中古車 の 買取等 | 24 | - | - |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

商品の取引価格等については、市場相場を勘案し、一般的取引条件と同様に決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自2022年3月1日 至2023年2月28日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2023年3月1日 至2024年2月29日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

| 前連結会計年度 (自 2022年 3 月 1 日 至 2023年 2 月 28 日) | | 当連結会計年度 (自 2023年 3 月 1 日 至 2024年 2 月 29 日) | |
|--|---------|--|---------|
| 1 株当たり純資産額 | 618.34円 | 1 株当たり純資産額 | 687.34円 |
| 1 株当たり当期純利益 | 141.48円 | 1 株当たり当期純利益 | 113.96円 |

(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、前連結会計年度は希薄化効果を有している潜在株式がないため、当連結会計年度は潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 . 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2022年 3 月 1 日 至 2023年 2 月 28 日) | 当連結会計年度 (自 2023年 3 月 1 日 至 2024年 2 月 29 日) |
|---|---|--|
| 1 株当たり当期純利益 | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 14,205 | 11,442 |
| 普通株主に帰属しない金額 (百万円) | - | - |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 14,205 | 11,442 |
| 期中平均株式数 (千株) | 100,407 | 100,407 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 | 2022年10月21日取締役会決議の 第 9 回新株予約権 (新株予約権の数 34,000個) | - |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

| 区分 | 当期首残高 (百万円) | 当期末残高 (百万円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|-------------------------|----------------|----------------|-------------|-------------|
| 短期借入金 | - | - | - | - |
| 1年以内に返済予定の長期借入金 | 24,145 | 16,300 | 0.56 | - |
| 1年以内に返済予定のリース債務 | - | - | - | - |
| 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。) | 43,000 | 46,700 | 0.59 | 2025年~2030年 |
| リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。) | - | - | - | - |
| その他有利子負債 | - | - | - | - |
| 合計 | 67,145 | 63,000 | - | - |

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

| | 1年超2年以内 (百万円) | 2年超3年以内 (百万円) | 3年超4年以内 (百万円) | 4年超5年以内 (百万円) |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 長期借入金 | 6,550 | 8,150 | 12,000 | 15,000 |

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

| (累計期間) | 第 1 四半期 | 第 2 四半期 | 第 3 四半期 | 当連結会計年度 |
|--------------------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 売上高 (百万円) | 105,258 | 203,696 | 307,710 | 419,852 |
| 税金等調整前四半期 (当期) 純利益 (百万円) | 2,738 | 6,853 | 10,542 | 15,664 |
| 親会社株主に帰属する四半期 (当 期) 純利益 (百万円) | 1,868 | 4,823 | 7,237 | 11,442 |
| 1 株当たり四半期 (当期) 純利益 (円) | 18.61 | 48.04 | 72.08 | 113.96 |

| (会計期間) | 第 1 四半期 | 第 2 四半期 | 第 3 四半期 | 第 4 四半期 |
|--------------------|---------|---------|---------|---------|
| 1 株当たり四半期純利益 (円) | 18.61 | 29.43 | 24.04 | 41.88 |

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (2023年2月28日) | 当事業年度 (2024年2月29日) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 35,393 | 28,990 |
| 売掛金 | 7,497 | 12,674 |
| 商品 | 80,978 | 81,721 |
| 貯蔵品 | 45 | 46 |
| 前払費用 | 1,413 | 1,646 |
| その他 | 4,588 | 3,105 |
| 貸倒引当金 | 691 | 615 |
| 流動資産合計 | 129,225 | 127,569 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 19,867 | 23,238 |
| 構築物 | 4,486 | 5,431 |
| 車両運搬具 | 88 | 42 |
| 工具、器具及び備品 | 1,683 | 1,972 |
| 土地 | 136 | 136 |
| 建設仮勘定 | 67 | 683 |
| 有形固定資産合計 | 26,327 | 31,504 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 1,206 | 1,103 |
| その他 | 0 | 0 |
| 無形固定資産合計 | 1,206 | 1,103 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 0 | 0 |
| 関係会社株式 | 690 | 690 |
| 長期貸付金 | 3 | 0 |
| 関係会社長期貸付金 | 2,486 | 7,742 |
| 破産更生債権等 | 6 | 2 |
| 長期前払費用 | 297 | 320 |
| 敷金及び保証金 | 5,005 | 5,470 |
| 建設協力金 | 3,955 | 3,537 |
| 繰延税金資産 | 4,467 | 3,415 |
| その他 | 133 | 137 |
| 貸倒引当金 | 18 | 2 |
| 投資その他の資産合計 | 17,028 | 21,314 |
| 固定資産合計 | 44,562 | 53,922 |
| 資産合計 | 173,787 | 181,492 |

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (2023年2月28日) | 当事業年度 (2024年2月29日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 4,785 | 5,758 |
| 関係会社短期借入金 | 545 | 678 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 24,690 | 16,300 |
| 未払金 | 3,172 | 3,645 |
| 設備関係未払金 | 636 | 294 |
| 未払法人税等 | 817 | 2,543 |
| 未払消費税等 | 548 | 2,818 |
| 未払費用 | 1,639 | 1,881 |
| 契約負債 | 25,305 | 26,678 |
| 預り金 | 3,358 | 440 |
| 賞与引当金 | 896 | 1,009 |
| その他の引当金 | 342 | 48 |
| その他 | 1,370 | 1,309 |
| 流動負債合計 | 68,108 | 63,407 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 3 42,454 | 3 46,700 |
| 長期預り保証金 | 599 | 679 |
| 資産除去債務 | 2,605 | 3,045 |
| その他 | 183 | 183 |
| 固定負債合計 | 45,842 | 50,608 |
| 負債合計 | 113,950 | 114,015 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 4,157 | 4,157 |
| 資本剰余金 | | |
| その他資本剰余金 | 4,032 | 4,032 |
| 資本剰余金合計 | 4,032 | 4,032 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 354 | 763 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 55,489 | 62,858 |
| 利益剰余金合計 | 55,844 | 63,621 |
| 自己株式 | 4,344 | 4,344 |
| 株主資本合計 | 59,689 | 67,466 |
| 新株予約権 | 147 | 9 |
| 純資産合計 | 59,836 | 67,476 |
| 負債純資産合計 | 173,787 | 181,492 |

【損益計算書】

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日) | 当事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日) |
|--------------|--|--|
| 売上高 | 1 366,069 | 1 413,206 |
| 売上原価 | 1 301,226 | 1 342,143 |
| 売上総利益 | 64,842 | 71,062 |
| 販売費及び一般管理費 | | |
| 広告宣伝費 | 6,974 | 7,895 |
| 給料及び手当 | 12,698 | 14,131 |
| 賞与引当金繰入額 | 515 | 686 |
| 減価償却費 | 2,374 | 2,400 |
| 地代家賃 | 9,798 | 10,749 |
| 貸倒引当金繰入額 | 185 | 61 |
| その他 | 15,882 | 18,531 |
| 販売費及び一般管理費合計 | 1 48,430 | 1 54,333 |
| 営業利益 | 16,412 | 16,729 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び受取配当金 | 141 | 206 |
| 貸倒引当金戻入額 | - | 26 |
| その他 | 14 | 29 |
| 営業外収益合計 | 1 155 | 1 262 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 415 | 380 |
| 為替差損 | 64 | 137 |
| 盗難損失 | 87 | 52 |
| その他 | 2 | 17 |
| 営業外費用合計 | 569 | 588 |
| 経常利益 | 15,998 | 16,404 |
| 特別利益 | | |
| 抱合せ株式消滅差益 | 5,035 | - |
| 関係会社株式売却益 | 2,871 | - |
| 固定資産売却益 | 2 54 | 2 14 |
| 子会社清算益 | 19 | - |
| 補助金収入 | 91 | 83 |
| その他 | 48 | 6 |
| 特別利益合計 | 8,119 | 103 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 3 229 | 3 74 |
| 減損損失 | 103 | 109 |
| 情報セキュリティ対策費 | - | 4 81 |
| その他 | 76 | 3 |
| 特別損失合計 | 408 | 268 |
| 税引前当期純利益 | 23,709 | 16,239 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,118 | 3,322 |
| 法人税等調整額 | 1,571 | 1,052 |
| 法人税等合計 | 3,689 | 4,374 |
| 当期純利益 | 20,020 | 11,864 |

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2022年3月1日 至2023年2月28日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|-------|----------|---------|-------|---------------------|---------|-------|--------|-------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | 自己株式 | 株主資本合計 | | |
| | | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | | |
| 当期首残高 | 4,157 | 4,032 | 4,032 | 169 | 42,801 | 42,970 | 4,344 | 46,816 | - | 46,816 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | 5,288 | 5,288 | | 5,288 | | 5,288 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 4,157 | 4,032 | 4,032 | 169 | 37,513 | 37,682 | 4,344 | 41,527 | - | 41,527 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | 185 | 2,043 | 1,857 | | 1,857 | | 1,857 |
| 当期純利益 | | | | | 20,020 | 20,020 | | 20,020 | | 20,020 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | 0 | 0 | | 0 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | - | 147 | 147 |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 185 | 17,976 | 18,162 | 0 | 18,162 | 147 | 18,309 |
| 当期末残高 | 4,157 | 4,032 | 4,032 | 354 | 55,489 | 55,844 | 4,344 | 59,689 | 147 | 59,836 |

当事業年度（自2023年3月1日 至2024年2月29日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|-------|----------|---------|-------|---------------------|---------|-------|--------|-------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | 自己株式 | 株主資本合計 | | |
| | | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | | |
| 当期首残高 | 4,157 | 4,032 | 4,032 | 354 | 55,489 | 55,844 | 4,344 | 59,689 | 147 | 59,836 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | 408 | 4,496 | 4,087 | | 4,087 | | 4,087 |
| 当期純利益 | | | | | 11,864 | 11,864 | | 11,864 | | 11,864 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | 0 | 0 | | 0 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | - | 137 | 137 |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 408 | 7,368 | 7,777 | 0 | 7,777 | 137 | 7,639 |
| 当期末残高 | 4,157 | 4,032 | 4,032 | 763 | 62,858 | 63,621 | 4,344 | 67,466 | 9 | 67,476 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)及び車両運搬具に含まれるレンタル車両並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物 | 3～50年 |
| 車両運搬具 | 2～7年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～15年 |

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は、一般消費者への小売を主要な販路として、中古車販売事業を行っております。また、これらに付帯する事業として、車の整備、板金業務等を行っております。

これらの取引について当社は、商品の販売については商品の引渡、サービス等についてはサービスの提供という履行義務を負っております。履行義務を充足する通常の時点については、商品の販売については商品の引渡時点に、サービス等についてはサービス等の提供完了時において顧客が当該商品およびサービス等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品の引渡時点又はサービス等の提供完了時に収益を認識しております。

また、商品の販売については、収益は顧客との契約において約束された対価から返品および返品されると見込まれる相当額、値引きおよび割戻し等を控除した金額で測定しております。

7. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・長期借入金及び利息

(3) ヘッジ方針

当社の内規である「デリバティブ取引規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の適用要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(重要な会計上の見積り)

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|--------|-----------|-----------|
| 有形固定資産 | 26,327百万円 | 31,504百万円 |
| 減損損失 | 103百万円 | 109百万円 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」の内容と同一であります。

(関係会社に対する投融資の評価)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|-----------|----------|----------|
| 関係会社株式 | 690百万円 | 690百万円 |
| 関係会社長期貸付金 | 2,486百万円 | 7,742百万円 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」の内容と同一であります。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2023年2月28日) | 当事業年度 (2024年2月29日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 短期金銭債権 | 4,505百万円 | 1,279百万円 |
| 短期金銭債務 | 3,611 | 883 |

2. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、効率的に運転資金を確保するため取引銀行6行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2023年2月28日) | 当事業年度 (2024年2月29日) |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 26,000百万円 | 26,000百万円 |
| 借入実行残高 | - | - |
| 差引額 | 26,000 | 26,000 |

3. シンジケートローン

長期借入金のうち12,000百万円(2017年3月15日付シンジケートローン契約)の中には、以下の財務制限条項が付されております。

2018年2月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

2018年2月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

長期借入金のうち11,450百万円(2019年3月18日付シンジケートローン契約)には、以下の財務制限条項が付されております。

借入人は、本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上に維持することを確約する。

借入人は、本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期に係る借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して経常損失を計上しないことを確約する。

長期借入金のうち5,000百万円（2019年8月15日付シンジケートローン契約）には、以下の財務制限条項が付されておりま

す。2020年2月期以降、各決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%の金額以上に維持していること。

2020年2月期以降の各決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失となっていないこと。

長期借入金のうち6,550百万円（2019年9月19日付シンジケートローン契約）には、以下の財務制限条項が付されておりま

す。2020年2月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

2020年2月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続の2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2021年2月決算期及びその直前の期の決算を対象として行われる。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

| | 前事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日) | 当事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日) |
|------------|--|--|
| 売上高 | 5,288百万円 | 8,092百万円 |
| 仕入高 | 859 | 1,021 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,283 | 1,118 |
| 営業取引以外の取引高 | 80 | 114 |

2. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月29日) | 当連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日) |
|---------|--|--|
| 建物及び構築物 | 54百万円 | 0百万円 |
| 車両運搬具 | - | 13 |
| 計 | 54 | 14 |

3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日) | 当事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日) |
|-----------|--|--|
| 建物及び構築物 | 203百万円 | 44百万円 |
| 工具、器具及び備品 | 6 | 9 |
| ソフトウェア | 12 | 19 |
| その他 | 6 | 0 |
| 計 | 229 | 74 |

3. 情報セキュリティ対策費

2023年3月に発生しました、当社サーバーに対する第三者による不正アクセスに対する調査、復旧作業、セキュリティ強化のためのコンサルティング及びお問い合わせ窓口設置等に係る費用を計上しております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等であることから、時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区分 | 前事業年度 (2023年2月28日) | 当事業年度 (2024年2月29日) |
|-------|-----------------------|-----------------------|
| 子会社株式 | 690 | 690 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (2023年 2月28日) | 当事業年度 (2024年 2月29日) |
|-----------------|--------------------------|--------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 商品評価損否認額 | 332百万円 | 127百万円 |
| 賞与引当金損金算入限度超過額 | 274 | 309 |
| 役員退職慰労引当金損金不算入額 | 56 | 56 |
| その他の引当金損金不算入額 | 104 | 14 |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 320 | 291 |
| 未払事業税否認額 | 79 | 191 |
| 関係会社株式評価損 | 362 | 362 |
| 固定資産除却損否認額 | 58 | 5 |
| 資産除去債務 | 797 | 932 |
| 減損損失 | 658 | 648 |
| 契約負債 | 1,820 | 972 |
| 返金負債 | 369 | 333 |
| その他 | 76 | 136 |
| 繰延税金資産小計 | 5,311 | 4,383 |
| 評価性引当額 | 372 | 372 |
| 繰延税金資産合計 | 4,939 | 4,012 |
| 繰延税金負債 | | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 472 | 597 |
| 繰延税金負債合計 | 472 | 597 |
| 繰延税金資産の純額 | 4,467 | 3,415 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前事業年度 (2023年 2月28日) | 当事業年度 (2024年 2月29日) |
|--------------------|--------------------------|--------------------------|
| 法定実効税率 | 30.6% | 30.6% |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.1 | 0.2 |
| 税額控除 | 0.4 | 3.6 |
| 住民税均等割 | 0.7 | 1.0 |
| 評価性引当額の増減 | 9.0 | 0.0 |
| 抱合せ株式消滅益 | 6.5 | - |
| その他 | 0.1 | 1.3 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 15.6 | 26.9 |

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表の「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

| 区分 | 資産の種類 | 当期首残高 (百万円) | 当期増加額 (百万円) | 当期減少額 (百万円) | 当期償却額 (百万円) | 当期末残高 (百万円) | 減価償却累計額 (百万円) |
|--------|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|------------------|
| 有形固定資産 | 建物 | 31,553 | 4,703 | 184 | 1,299 (89) | 36,071 | 12,833 |
| | 構築物 | 9,579 | 1,602 | 72 | 637 (19) | 11,109 | 5,677 |
| | 車両運搬具 | 228 | - | 22 | 44 | 205 | 163 |
| | 工具、器具及び備品 | 5,018 | 706 | 54 | 412 (0) | 5,671 | 3,698 |
| | 土地 | 136 | - | - | - | 136 | - |
| | 建設仮勘定 | 67 | 683 | 67 | - | 683 | - |
| | 計 | 46,583 | 7,695 | 401 | 2,392 (109) | 53,877 | 22,372 |
| 無形固定資産 | ソフトウェア | 7,175 | 629 | 429 | 510 | 7,375 | 6,271 |
| | その他 | 0 | - | - | - | 0 | - |
| | 計 | 7,175 | 629 | 429 | 510 | 7,375 | 6,271 |

(注) 1. 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

| 資産の種類 | 設備の内容 | 金額(百万円) |
|-------|----------------------------|---------|
| 建物 | 直営店舗の新規出店・移転等、 整備工場の新設等 | 4,703 |

2. 「当期償却額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。
3. 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。
4. 「当期首残高」及び「当期末残高」については、取得価額によっております。

【引当金明細表】

| 区分 | 当期首残高 (百万円) | 当期増加額 (百万円) | 当期減少額 (百万円) | 当期末残高 (百万円) |
|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 貸倒引当金 | 710 | 617 | 710 | 617 |
| 賞与引当金 | 896 | 1,009 | 896 | 1,009 |
| その他の引当金 | 342 | 48 | 342 | 48 |
| 役員退職慰労引当金 | 183 | - | - | 183 |

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|---------------|--|
| 事業年度 | 3月1日より2月末日まで |
| 定時株主総会 | 5月中 |
| 基準日 | 2月末日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 8月31日 2月末日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 単元未満株式の買取り（注） | |
| 取扱場所 | （特別口座） 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | （特別口座） 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 |
| 取次所 | |
| 買取手数料 | 1件/無料 |
| 公告掲載方法 | 電子公告で行う。 ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。 （ウェブサイト https://221616.com/ido/investor/ ） |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

（注）当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第29期）（自 2022年3月1日 至 2023年2月28日）2023年5月29日関東財務局長に提出
- (2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書
2023年6月7日関東財務局長に提出
事業年度（第29期）（自 2022年3月1日 至 2023年2月28日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。
- (3) 内部統制報告書及びその添付書類
2023年5月29日関東財務局長に提出
- (4) 四半期報告書及び確認書
（第30期第1四半期）（自 2023年3月1日 至 2023年5月31日）2023年7月18日関東財務局長に提出
（第30期第2四半期）（自 2023年6月1日 至 2023年8月31日）2023年10月16日関東財務局長に提出
（第30期第3四半期）（自 2023年9月1日 至 2023年11月30日）2024年1月15日関東財務局長に提出
- (5) 臨時報告書
2023年4月14日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）に基づく臨時報告書であります。
2023年5月30日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
- (6) 発行登録書（社債）及びその添付書類
2023年11月9日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年5月29日

株式会社I D O M

取締役会 御中

あかり監査法人

東京事務所

| | | |
|------------------------|-------|---------|
| 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 中 田 啓 |
| 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 吉 澤 誉 彦 |

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社I D O Mの2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社I D O M及び連結子会社の2024年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| 国内店舗に係る有形固定資産の減損損失の認識 | |
|--|---|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由 | 監査上の対応 |
| <p>注記事項「(重要な会計上の見積り)」に記載されているとおり、会社の連結貸借対照表には2024年2月29日現在、有形固定資産33,829百万円が計上されており、これは連結総資産の18.4%を占めている。その大半は国内店舗に係る有形固定資産となっている。また、当連結会計年度において109百万円の減損損失を計上している。</p> <p>会社は、国内店舗に係る有形固定資産の減損の兆候を把握するに当たり、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしており、減損の兆候があると認められる店舗については、店舗別に割引前将来キャッシュ・フローを見積り、当該店舗の固定資産の帳簿価額と比較を行い、減損損失の認識の判定をしている。</p> <p>減損損失の認識が必要と判定された店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上している。</p> <p>各店舗の将来キャッシュ・フローの見積りは、店舗別の事業計画を基に行われるが、当該事業計画は、販売台数・粗利単価・店舗人件費・広告宣伝費等に係る重要な仮定が含まれている。</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りに用いられた事業計画には重要な仮定が含まれており、見積りの不確実性が高く、経営者による主観的な判断が伴うことから当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p> | <p>当監査法人は、国内店舗に係る有形固定資産の減損損失の認識の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 減損の兆候を把握した店舗について、重要な仮定に基づく店舗別の事業計画の策定及び承認、割引前将来キャッシュ・フローの見積りを含む、減損の認識に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 減損損失の認識の判定 減損の兆候を把握した場合には、減損損失の認識の判定が適切に行われていることを確かめるため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過年度に減損の兆候が見られた店舗について、過年度の割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となった店舗別事業計画とそれらの実績を比較し、経営者の見積りプロセスの有効性を評価した。 ・店舗別の事業計画の策定に係る重要な仮定(販売台数・粗利単価・店舗人件費・広告宣伝費等の変動予測)について、経営者の想定したシナリオが過度に楽観的あるいは悲観的な傾向に偏っていないかを含め、以下の手続により経営者の仮定を評価した。 - シナリオの前提条件となる経営環境、経営施策等について経営者等に質問するとともに、取締役会議事録を閲覧した。 - 重要な仮定のうち販売台数・粗利単価の変動予測について、利用可能な外部データ及び過去実績と比較した。 - 店舗別の事業計画と、取締役会で承認された業績予想及び中期経営計画の仮定の整合性を評価した。 - 店舗別の事業計画に対する一定の不確実性を織り込んだ場合に、割引前将来キャッシュ・フローの総額の変化が減損損失の認識の要否の判断に与える影響を感応度分析により検討した。 ・割引前将来キャッシュ・フローの見積期間について、主要な資産の経済的残存使用年数との比較により検討した。 |

その他の事項

会社の2023年2月28日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2023年5月29日付で無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社IDOMの2024年2月29日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社IDOMが2024年2月29日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立し

ており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年5月29日

株式会社I D O M

取締役会 御中

あかり監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 中 田 啓
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 吉 澤 誉 彦
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社IDOMの2023年3月1日から2024年2月29日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社IDOMの2024年2月29日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| |
|-----------------------|
| 国内店舗に係る有形固定資産の減損損失の認識 |
|-----------------------|

| |
|---|
| 連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（国内店舗に係る有形固定資産の減損損失の認識）と同一内容であるため、記載を省略している。 |
|---|

その他の事項

会社の2023年2月28日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2023年5月29日付で無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。